

令和6年度版

こころの健康センター所報

三重県こころの健康センター
(精神保健福祉センター)

はじめに

日頃より三重県の精神保健福祉行政ならびに当センターの活動に対し、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。ここに、令和6年度の取り組みを所報としてまとめましたので、ご報告いたします。

令和6年度は、精神保健福祉の分野において大きな転換点となる一年でした。4月から改正精神保健福祉法が本格施行され、入院されている方の権利をより大切に守ることや住み慣れた地域で安心して暮らせるためのサポートが、これまで以上に強く求められるようになりました。本県においても、令和7年度から始める「入院者訪問支援事業」に向け、令和6年度後半より準備を進めてまいりました。

また、能登半島地震をはじめ全国各地で自然災害が相次ぐ中、被災地での「こころのケア」活動を通じ、不安を抱える方々を支えるために、日頃からの備えや、顔の見える関係づくりの重要性を改めて深く刻む年にもなりました。

私たちを取り巻く社会情勢もめまぐるしく変化し、精神保健福祉を取り巻く環境もまた、新たな課題と向き合うこととなります。そのような状況の中で「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するために、市町、保健所、医療機関、その他多くの関係機関の連携や協議の場において、当センターの果たすべき役割の重要性を改めて感じております。

近年のデジタル化や生活様式の多様化は、利便性をもたらす一方で、人間関係の希薄化や孤独・孤立の問題を深刻化させています。当センターに寄せられる自殺予防、依存症、ひきこもり等の相談においても、精神医療や保健福祉の枠組みだけでは解決困難な事例が増加しています。こうした複雑な課題に対し、教育・労働・司法などあらゆる分野と連携し、ご本人やご家族が地域で孤立することのないよう、地域の関係機関の皆様と共に、支援の在り方を検討してまいります。

今後も県民の皆様の「こころの健康」を支える拠点として、また関係機関への専門的な「技術支援」を担う中核機関として、当センターに何が求められているのかを常に問い直し、真摯に取り組んでまいります。引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年2月

三重県こころの健康センター
所長 田邊 順子

目 次

I こころの健康センター概要

| | |
|------------|---|
| 1 沿 革 | 1 |
| 2 業 務 | 1 |
| 3 施設の概要 | 4 |
| 4 組織及び職員構成 | 5 |
| 5 県内の市町と人口 | 6 |

II こころの健康センターの活動概要

| | |
|-----------------------------|----|
| 1 技術指導・技術支援 | 7 |
| (1) 関係機関への技術指導・技術援助 | |
| (2) 研修会・会議等への職員講師派遣 | |
| 2 教育研修 | 13 |
| (1) 精神保健福祉研修 | |
| 3 普及啓発 | 17 |
| (1) こころの健康センター案内リーフレットによる啓発 | |
| (2) 「こころのケアガイドブック」の作成 | |
| (3) ホームページによる普及啓発 | |
| (4) メールマガジンの発行 | |
| (5) 職員による講演活動（再掲） | |
| 4 精神保健福祉専門相談 | 21 |
| (1) 専門電話相談 | |
| (2) 専門面接相談 | |
| (3) 全体の相談件数 | |
| (4) 特定相談指導事業（再掲） | |
| (5) こころの傾聴テレフォン | |
| 5 組織育成・支援 | 29 |
| (1) 家族会への支援 | |
| (2) 精神保健福祉ボランティアへの支援 | |
| (3) 当事者会・当事者グループへの運営支援 | |

| | | |
|-----------|--|-----------|
| 6 | 薬物相談ネットワーク整備事業 | 30 |
| | (1) 依存症専門相談 | |
| | (2) 家族教室 | |
| | (3) 依存症フォーラム | |
| | (4) NPO法人との協働委託事業 | |
| | (5) ギャンブル障害集団プログラム | |
| 7 | ひきこもり対策事業（三重県ひきこもり地域支援センター） | 33 |
| | (1) ひきこもり専門相談 | |
| | (2) 家族教室・家族のつどい | |
| | (3) 講演会・研修会 | |
| | (4) 関係機関との連携 | |
| | (5) 普及啓発 | |
| 8 | 自殺対策事業（三重県自殺対策推進センター） | 38 |
| | (1) 自殺予防・自死遺族相談 | |
| | (2) 講演会・研修会 | |
| | (3) 普及啓発事業 | |
| | (4) 自死遺族支援 | |
| | (5) 三重県内事業所における自殺予防事業 | |
| | (6) その他関係機関との連携及び技術支援 | |
| | (7) その他 | |
| 9 | 精神医療審査会の審査に関する事務 | 45 |
| | (1) 入院届等・定期病状報告の審査 | |
| | (2) 退院請求・処遇改善請求の審査 | |
| | (3) 参考資料（精神科病院一覧、病床数、入院患者の状況） | |
| 10 | 精神障害者保健福祉手帳交付の判定及び承認事務 | 51 |
| | (1) 令和6年度 交付状況 | |
| | (2) 手帳の所持者数（各年度末） | |
| | (3) 保健所別 手帳所持者数及び所持率 | |
| 11 | 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定の判定事務 | 54 |
| | (1) 受給者証認定申請件数（令和6年度） | |
| | (2) 受給者証所持者数（年度別） | |
| | (3) 受給者証所持者数（年齢別） | |
| | (4) 受給者証所持者数（疾患別） | |
| | (5) 受給者証所持者数及び所持率（保健所別） | |

| | | |
|----|--------------------------------------|----|
| 12 | その他 | 56 |
| | (1) 心神喪失者等医療観察法関連 | |
| | (2) 地域障害者自立支援協議会（精神部会・地域移行部会等）への運営支援 | |
| | (3) 三重県障害者自立支援協議会への参加 | |

Ⅲ 資料集

| | | |
|---|---------------------------|----|
| 1 | メールマガジン（第52号・第53号・第54号） | 59 |
| 2 | 令和6年度 三重県こころの健康センター業務の方向性 | 68 |

I こころの健康センター概要

1 沿革

三重県こころの健康センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条の規定に基づいて設置された地域精神保健福祉活動の中核機関である。

- 昭和61年5月 三重県津庁舎保健所棟1階（津市桜橋3丁目446-34）に開設。保健環境部保健予防課の分室としてスタート。
- 昭和63年10月 三重県久居庁舎（久居市明神町2501-1）の完成に伴い、同庁舎1階に移転。
- 平成元年4月 県健康対策課の地域機関として独立。「三重県条例第5号」
- 平成11年8月 保険医療機関開設。「三重県条例第5号の一部改正」
- 平成13年7月 三重県津保健福祉部久居支所の廃止に伴い、保健所支所跡に事務所移転（久居庁舎内）。
- 平成14年4月 精神障害者保健福祉手帳、精神通院医療費の判定・承認業務、精神医療審査会事務局が業務に加わる。
- 平成19年5月 こころの傾聴テレフォン開始。
- 平成20年4月 三重県津庁舎保健所棟2階（津市桜橋3丁目446-34）に移転。
- 平成23年4月 精神保健福祉相談を専門相談化。
- 平成23年4月 三重県自殺対策情報センターを開設。
- 平成25年4月 三重県ひきこもり地域支援センターを開設。
- 平成30年3月 三重県自殺対策情報センターから三重県自殺対策推進センターに名称変更

2 業務

三重県こころの健康センターは、「精神保健福祉センター運営要領」に基づき、県内全域を管轄し次の業務を行っている。

(1) 企画立案

精神保健福祉を推進するため、県の精神保健福祉主管課及び関係機関に対し、専門的立場から社会復帰の推進方策や地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する提案、助言を行う。

(2) 技術指導及び技術支援

精神保健福祉活動を推進するため、保健所・市町及び関係機関に対し、専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 教育研修

障がい者相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、医療機関、市町、保健所、その他の関係機関等で、精神保健福祉業務に従事する職員等に専門的研修を行い、人材の育成及び技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

精神保健医療福祉分野に関する正しい知識や、精神障がい者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、支援を行う。

(5) 精神保健福祉専門相談

精神保健医療福祉に関する一般的な相談のみならず、複雑または困難なものも扱う。特に、「ひきこもり」「依存症」「自殺予防・自死遺族」については専門相談を標榜する。当事者、家族、支援者いずれも対象とする。

(6) 組織育成・支援

精神保健福祉の向上を図るためには、県民や民間団体などによる活動も重要であることから、家族会、当事者会、関係機関等の育成支援に努める。

(7) 薬物相談ネットワーク整備事業

薬物相談や依存症専門の対応ができる人材を育成するための研修や、依存症問題家族教室を開催するとともに、センターの依存症相談機能を充実する。また、薬物相談ネットワークを構築することにより、薬物相談に総合的に対応する体制を整備する。

(8) ひきこもり対策事業（三重県ひきこもり地域支援センター）

ひきこもり専門相談機能を高めながら、ひきこもり家族教室・家族会を開催し、ひきこもり相談に総合的に対応する体制を整備する。ひきこもり地域支援センターとして、ひきこもり相談に適切に対応できる人材を育成するための研修を実施し、ひきこもり支援ネットワークの構築に努力する。

(9) 自殺対策事業（三重県自殺対策推進センター）

自殺対策推進センターにおいて、自殺予防・自死遺族への相談対応ができる人材を育成するための研修や、自死遺族のつどい（わかちあいの会）を開催するなど、自殺予防・自死遺族の相談機能を充実する。また、自殺対策所管課や保健所と協力して、市町自殺対策所管部署等関係機関への支援を行う。

(10) こころの健康危機管理事業

こころの健康危機管理に対応できるよう、人材育成の研修を行うとともに、こころのケアに対する支援体制の整備支援を行う。

(11) 精神医療審査会の審査に関する事務

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第12条の規定により設置された精神医療審査会の開催事務及び審査会の審査に必要な事務を行う。また、同法第38条の

4の規定による退院等の請求に関する審査に必要な事務を行う。

(12) 精神障害者保健福祉手帳の判定及び承認事務

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付申請に関する判定業務及び承認業務を行う。

(13) 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定の判定事務

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第53条第1項の規定による自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定の申請に関する判定業務を行う。

(14) その他

① 調査研究

統計及び資料を収集・整備し、県、保健所、市町等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

3 施設の概要

(1) 所在地

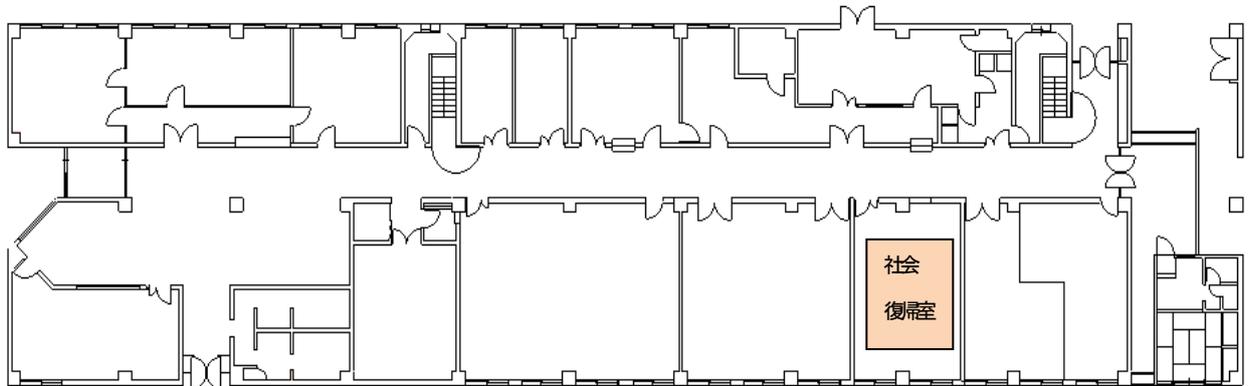
三重県津市桜橋3丁目446-34 三重県津庁舎保健所棟2階

(2) 施設の状況

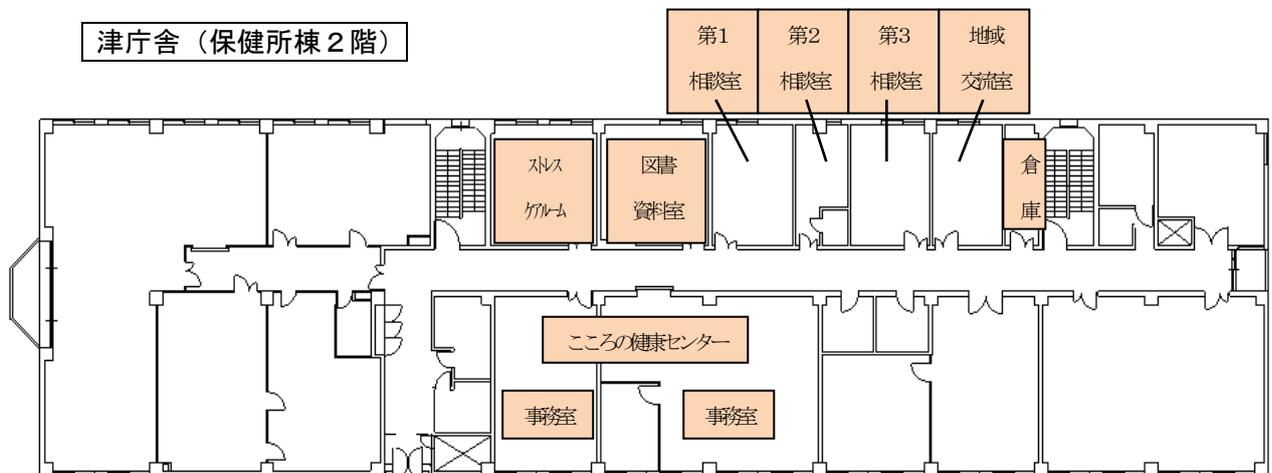
| | | |
|---------------|--------------|-----------------------|
| ① 敷地面積 (津庁舎) | 23,879.63㎡ | |
| ② 建物面積 (保健所棟) | 延床面積 | 3,447.68㎡ |
| ③ 建物構造 (保健所棟) | 鉄筋コンクリート造3階建 | |
| ④ 各室面積 | | |
| 事務室 (電話相談室) | 110.63㎡、 | 事務・作業室 53.24㎡、 |
| 第1相談室 (診察室) | 29.12㎡、 | 第2相談室 24.00㎡、 |
| 第3相談室 | 23.68㎡、 | 図書資料室 38.40㎡、 |
| ストレスケアルーム | 38.40㎡、 | 地域交流室 19.20㎡、 |
| 倉庫 | 19.20㎡、 | 社会復帰室 (保健所棟1階) 50.97㎡ |
| | | 計 406.84㎡ |

(3) 平面図 (令和6年4月1日現在)

津庁舎 (保健所棟1階)



津庁舎 (保健所棟2階)



4 組織及び職員構成 (令和6年4月1日現在)

(1) 組織及び所掌事務

| | | |
|---------------|---------------|---|
| 所 長 — 副所長 (兼) | 審査総務課 (5名) | センター管理・総務・予算・経理 精神障害者保健福祉手帳事務 |
| | 会計年度任用職員 | 自立支援医療費(精神通院医療)事務 精神医療審査会事務局 センター長会、センター研究協議会 精神保健福祉協議会事務局 |
| | 技術指導課 (5名) | 精神保健福祉に関する技術指導・技術支援 教育研修の企画立案と実施 |
| | 会計年度任用職員 | 精神保健福祉に関する普及啓発 精神保健福祉専門相談 協力組織育成・支援 薬物相談ネットワーク整備事業 こころの健康危機管理事業 ひきこもり対策事業 (三重県ひきこもり地域支援センター) 自殺対策事業 (三重県自殺対策推進センター) |

(2) 職員構成

| 職 名 | 職 種 | 人数 |
|-------------------|------------------|--------|
| 所 長 | 医師 | 1 |
| 副所長兼審査総務課長 (事務吏員) | 一般事務 | 1 |
| 技術指導課長 (技術吏員) | 保健師 | 1 |
| 課長代理 (技術吏員) | 精神保健福祉士 | 1 |
| 課長代理 (事務吏員) | 一般事務 | 1 |
| 主 査 (事務吏員) | 一般事務 | 3 |
| 主 査 (技術吏員) | 精神保健福祉士 | 1 |
| 主 任 (技術吏員) | 看護師 | 1 |
| 技 師 (技術吏員) | 保健師 | 1 |
| 会計年度任用職員 | ひきこもり地域支援センター支援員 | (1) |
| 会計年度任用職員 | 自殺対策推進センター支援員 | (2) |
| 会計年度任用職員 | こころの傾聴テレフォンリスナー | (17) |
| 会計年度任用職員 | ひきこもり多職種連携チーム支援員 | (1) |
| 会計年度任用職員 | 行政事務支援員 | (1) |
| 計 | | 11(22) |

5 県内の市町と人口

令和6年4月1日現在



| 市町名 | 人口 (人) |
|------|-----------|
| 県計 | 1,716,617 |
| 津市 | 267,884 |
| 四日市市 | 300,342 |
| 伊勢市 | 117,928 |
| 松阪市 | 153,612 |
| 桑名市 | 135,832 |
| 鈴鹿市 | 191,412 |
| 名張市 | 73,459 |
| 尾鷲市 | 14,713 |
| 亀山市 | 49,438 |
| 鳥羽市 | 16,145 |
| 熊野市 | 14,598 |
| いなべ市 | 44,123 |
| 志摩市 | 42,242 |
| 伊賀市 | 84,009 |
| 木曾岬町 | 5,752 |
| 東員町 | 25,671 |
| 菰野町 | 39,876 |
| 朝日町 | 11,078 |
| 川越町 | 15,546 |
| 多気町 | 13,344 |
| 明和町 | 22,155 |
| 大台町 | 7,984 |
| 玉城町 | 14,717 |
| 度会町 | 7,464 |
| 大紀町 | 6,970 |
| 南伊勢町 | 9,684 |
| 紀北町 | 13,288 |
| 御浜町 | 7,580 |
| 紀宝町 | 9,771 |

Ⅱ こころの健康センターの活動概要

1 技術指導・技術支援

(1) 関係機関への技術指導・技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町及び関係諸機関に対して、企画助言、情報提供、ケース援助、事例検討、研修会・研究会、連絡調整、委員会・会議等、精神保健福祉に関する技術指導・技術支援を行った。

関係機関への技術指導・技術援助 (令和6年度実施回数)

| 企画助言 | 情報提供 | ケース援助 | 事例検討 | 研修会・研究会 | 連絡調整 | 委員会・会議 | その他 | 合計 |
|------|------|-------|------|---------|------|--------|-----|-----|
| 1 | 1 | 2 | 5 | 7 | 0 | 92 | 0 | 108 |

内容別内訳

(令和6年度延べ件数)

| 区分 | 内 容 | | | | | | | | | | | | 合計 |
|----------|--------|------|-------|----|-------|-----|---------|-------|------|------|----|-----|------|
| | 老人精神保健 | 社会復帰 | アルコール | 薬物 | ギャンブル | 思春期 | 心の健康づくり | ひきこもり | 自殺関連 | 犯罪被害 | 災害 | その他 | |
| 保健所 | 0 | 148 | 12 | 18 | 12 | 0 | 8 | 85 | 9 | 0 | 3 | 0 | 295 |
| 市町 | 0 | 79 | 8 | 8 | 8 | 0 | 0 | 11 | 9 | 0 | 0 | 0 | 123 |
| 福祉事務所 | 0 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 医療機関 | 0 | 137 | 9 | 11 | 9 | 0 | 1 | 6 | 18 | 0 | 5 | 0 | 196 |
| 介護老人保健施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 障害者支援施設 | 0 | 1 | 3 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| 社会福祉施設 | 0 | 0 | 9 | 9 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 27 |
| その他 | 0 | 297 | 21 | 32 | 21 | 0 | 2 | 141 | 79 | 0 | 0 | 1 | 594 |
| 合計 | 0 | 664 | 63 | 82 | 63 | 0 | 11 | 243 | 115 | 0 | 8 | 1 | 1250 |

(2) 研修会・会議等への職員講師派遣

関係機関への技術支援や精神保健福祉に関する知識の普及・啓発を目的とし、下記の研修会や会議等に職員を講師として派遣した。

① 保健所

| 年月日 | 名称・テーマ | 実施主体 | 対 象 | 人数 | 対応者 |
|-------------------|---|-------------|-------------------------------|----|---------|
| 令和6年 5月24日(金) | 令和6年度第1回津保健所管内 措置通報等担当者連絡会 | 津保健所 | 津地域精神科病院、警察、消防、司法、相談支援センター、市等 | 25 | 精神保健福祉士 |
| 令和6年 6月26日(水) | 令和6年度第1回津地域精神保健 福祉連絡協議会 (こころ津むぎねっと) | 津保健所 | 津地域精神保健医療福祉、警察、団体関係者等 | 43 | 精神保健福祉士 |
| 令和6年 7月23日(火) | 令和6年度第1回四日市市受理会 議 | 四日市市 保健所 | 四日市市保健所職員、看護学生及び教官 | 9 | 保健師 |
| 令和6年 9月24日(火) | 令和6年度第2回四日市市受理会 議 | 四日市市 保健所 | 四日市市保健所職員、看護学生及び教官 | 9 | 保健師 |
| 令和6年 9月30日(月) | 令和6年度紀南地域自殺対策連絡 会 | 熊野保健所 | 紀南地域精神保健医療福祉、警察、消防等関係者等 | 19 | 保健師 |
| 令和6年 12月11日(水) | 令和6年度第2回津地域精神保健 福祉連絡協議会 (こころ津むぎねっと) | 津保健所 | 津地域精神保健医療福祉、警察、団体関係者等 | 35 | 精神保健福祉士 |

| 年月日 | 名称・テーマ | 実施主体 | 対 象 | 人数 | 対応者 |
|-------------------|---|-------------|--|----|-------------|
| 令和6年 12月19日(木) | 令和6年度第2回鈴鹿地域精神 保健福祉連絡会 | 鈴鹿保健所 | 鈴鹿地域精神保 健医療福祉、教 育、労働関係者 等 | 29 | 精神保健 福祉士 |
| 令和7年 1月8日(水) | 桑名保健所事例検討会 | 桑名保健所 | 桑名保健所職員 | 6 | 保健師 |
| 令和7年 1月30日(木) | 令和6年度松阪地域精神保健福祉 連絡会議 (こころ元気会) | 松阪保健所 | 松阪地域精神保 健医療福祉、精 神科病院、警 察、消防、市町 関係者等 | 32 | 精神保健 福祉士 |
| 令和7年 2月10日(月) | 尾鷲地域精神保健福祉危機対応ネ ットワーク会議 | 尾鷲保健所 | 尾鷲地域精神保 健医療福祉、警 察、市町関係者 等 | 20 | 医師 (所長) |
| 令和7年 2月10日(月) | 尾鷲地域自殺対策ネットワーク会 議 | 尾鷲保健所 | 尾鷲地域精神保 健医療福祉、教 育、消防、各団 体代表関係者等 | 22 | 保健師 |
| 令和7年 2月12日(水) | 令和6年度精神危機ネットすずか | 鈴鹿保健所 | 鈴鹿地域精神保 健医療福祉、精 神科病院、警察 関係者等 | 18 | 精神保健 福祉士 |
| 令和7年 2月14日(金) | 令和6年度第2回津保健所管内 措置通報等担当者連絡会 | 津保健所 | 津地域精神科病 院、警察、消 防、司法、相談 支援センター、 市関係者等 | 21 | 精神保健 福祉士 |
| 令和7年 2月18日(火) | 令和6年度第3回四日市市受理会 議 | 四日市市 保健所 | 四日市市保健所 職員、看護学生 及び教官 | 6 | 保健師 |

| 年月日 | 名称・テーマ | 実施主体 | 対 象 | 人数 | 対応者 |
|------------------|------------------------|-------|--|----|-------------|
| 令和7年 2月28日(金) | 精神保健福祉連絡会(危機ネット いせ) | 伊勢保健所 | 伊勢地域精神保 健医療福祉、精 神科病院、警察 消防、市町関係 者等 | 35 | 精神保健 福祉士 |

② 市町

| 年月日 | 名称・テーマ | 実施主体 | 対 象 | 人数 | 対応者 |
|------------------|---|------|--|----|------------|
| 令和6年 6月18日(火) | 令和6年度第1回こころの健康づ くり及び自殺予防対策ネットワ ーク会議 | 志摩市 | 志摩市関係各 課、病院、警察、 消防、教育、相談 支援センター関 係者等 | 18 | 保健師 |
| 令和6年 6月25日(火) | 令和6年度第1回志摩市健康増進 計画策定委員会(オンライン) | 志摩市 | 志摩市関係各 課、医師会、歯 科医師会、臨床 心理士、学校、治 会、関係者等 | 16 | 医師 (所長) |
| 令和6年 8月20日(火) | 令和6年度第3回志摩市健康増進計 画策定委員会(オンライン) | 志摩市 | 志摩市関係各 課、医師会、歯 科医師会、臨床 心理士、学校関 係者等 | 16 | 医師 (所長) |
| 令和6年 9月25日(水) | 令和6年度第2回こころの健康づ くり及び自殺予防対策ネットワ ーク会議 | 志摩市 | 志摩市関係各 課、病院、警察、 消防、教育、相談 支援センター関 係者等 | 12 | 保健師 |
| 令和6年 10月1日(火) | 令和6年度第4回志摩市健康増進 計画策定委員会(オンライン) | 志摩市 | 志摩市関係各 課、医師会、 歯科医師会、臨 床心理士、学校 関係者等 | 16 | 医師 (所長) |

| 年月日 | 名称・テーマ | 実施主体 | 対 象 | 人数 | 対応者 |
|------------------|-----------------------------------|------|---|----|------------|
| 令和7年 1月15日(水) | 令和6年度第2回津市自殺対策ネットワーク会議 | 津市 | 津市関係各課、 病院、警察、消 防、教育、相談支 援センター関係 者等 | 25 | 保健師 |
| 令和7年 3月5日(水) | 令和6年度第5回志摩市健康増進 計画策定委員会(オンライン) | 志摩市 | 志摩市関係各 課、医師会、 歯科医師会、臨 床心理士、学校 関係者等 | 12 | 医師 (所長) |

③ その他

| 年月日 | 名称・テーマ | 実施主体 | 対 象 | 人数 | 対応者 |
|------------------|---|---------------------------------|------------------------------------|----|-------------|
| 令和6年 4月11日(木) | 令和6年度産業保健研修会 「自殺関連行動への対応と自殺後 の対応」 | 三重産業保 健総合支援 センター | 医療・看護、保 健等の専門職員 | 25 | 医師 (所長) |
| 令和6年 6月21日(金) | よりそいサポーター養成講座 | 松阪市社会 福祉協議会 | 養成講座参加者 | 39 | 精神保健 福祉士 |
| 令和6年 7月25日(木) | 第9回就職氷河期世代活躍支援プ ラットフォーム会議 | 三重労働局 職業安定所 | 就職氷河期世代 活躍支援プラッ トフォーム構成 員 | 15 | 医師 (所長) |
| 令和6年 8月15日(木) | 令和6年度専門職防災研修 「災害と精神疾患」 | 三重県、三 重大学みえ 防災・減災 センター | 医療・看護、保 健・福祉・介護 等の専門職員 | 45 | 医師 (所長) |
| 令和6年 8月26日(月) | 令和6年度第1回ひきこもりを支 える人のネットワークミーティン グ | 伊賀市社会 福祉協議会 | 伊賀市保健医療 福祉、教育、労 働等関係者等 | 22 | 精神保健 福祉士 |
| 令和6年 9月12日(木) | 職場のメンタルヘルス | 熊野市社会 福祉協議会 | 熊野市社会福祉 協議会職員等 | 52 | 医師 (所長) |

| 年月日 | 名称・テーマ | 実施主体 | 対 象 | 人数 | 対応者 |
|-------------------|--|--|--|----|-------------|
| 令和6年 12月2日(月) | 伊勢市社会福祉協備海ひきこもり サポーター養成講座(第1回) | 伊勢市ひき こもり地域 支援センタ ー | 民生児童委員・ 計画相談、居宅 介護事業所・障 がい者地域相談 支援センター、 ひきこもりサポ ーター等 | 12 | 精神保健 福祉士 |
| 令和6年 12月13日(金) | 令和6年度三重大学医学医療B2講 義 「地域とメンタルヘルス」 | 三重大学 | 三重大学学生等 | 6 | 医師 (所長) |
| 令和6年 12月23日(月) | 四日市市立塩浜中学校学校保健委 員会講演会 「他者の相談にのり、身近に相談 できる人をさがす」 | 塩浜中学校 | 生徒、教職員、 PTA等 | 77 | 医師 (所長) |
| 令和6年 12月23日(月) | 四日市市立塩浜中学校学校保健委 員会 | 塩浜中学校 | 教職員等学校関 係者 | 13 | 医師 (所長) |
| 令和7年 1月9日(木) | 令和6年度産業保健研修会 「自閉症スペクトラム障害への理 解と対応」 | 三重産業保 健総合支援 センター | 医療・看護、保 健等の専門職員 | 24 | 医師 (所長) |
| 令和7年 1月27日(月) | 第10回就職氷河期世代活躍支援プ ラットフォーム会議 | 三重労働局 職業安定所 | 就職氷河期世代 活躍支援プラッ トフォーム構成 員 | 15 | 医師 (所長) |
| 令和7年 3月13日(木) | 令和6年度第4回ピアサポーター 養成講座 | 社会福祉法 人夢の郷 | ピアサポーター 等 | 35 | 医師 (所長) |
| 令和7年 3月18日(火) | ひきこもり研修会 | 紀南圏域障 がい者総合 相談支援セ ンターあし すと | 紀南地域保健医 療福祉、地域包 括、相談支援事 業所関係職員等 | 50 | 医師 (所長) |

2 教育研修

(1) 精神保健福祉研修

相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、医療機関、市町、保健所、その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員などを対象に、基礎・専門研修を実施している。

① 精神保健福祉基礎研修

対象： 精神保健福祉業務に従事しておおむね3年未満の方（初任者向け研修会）

| 実施日時 | 内 容 | 受講者数 |
|---|--|------|
| 令和6年 6月28日(金) 10:00～ 16:00 三重県津庁舎 大会議室 | 精神保健福祉基礎研修【基礎知識編】 講義1「精神保健福祉総論～歴史と理念～」 「精神保健福祉法体系・施策と社会資源」 こころの健康センター 技術指導課 講義2「精神保健の基礎知識～疾患の理解と対応～」 こころの健康センター 所長 楠本 みちる | 97 |
| 令和6年 7月10日(水) 10:00～ 16:00 三重県津庁舎 大会議室 | 精神保健福祉基礎研修【基礎技術編】 講義「精神科領域における本人・家族への関わり方の基本」 講師：三重大学医学部看護学科教授 片岡 三佳 氏 講義「精神保健福祉相談の対応の基本」 講師：医療法人 北勢会 北勢病院 精神保健福祉士 松田 宜子 氏 | 90 |
| 合計（延べ人数） | | 187 |

② 精神保健福祉専門研修

対象：精神保健福祉業務に携わっている方（現任者向け研修会）

| 実施日時 | 内 容 | 受講者数 |
|--|---|------|
| 令和7年 3月4日(火) 13:30～ 15:30 三重県津庁舎 大会議室 | テーマ 「2023年度第1回メリデン版訪問家族支援基礎研修 —参加報告とその実践—」 報告者：こころの健康センター 所長 楠本 みちる 助言者：こころのリカバリー総合支援センター 課長補佐 一般社団法人ジャパンファミリーワーク プロジェクト 理事 林 正賢 氏（オンライン） | 39 |

③ 教育研修

【精神科医療と福祉の連携研修】

対象：三重県内の精神科病院、障がい者相談支援センター、
訪問看護ステーション、地域包括支援センター、市町、保健所の職員
指定特定・一般・障害児相談支援事業所の相談支援専門員、
障害福祉サービス事業所の職員

| 実施日時・場所 | 内 容 | 受講者数 |
|--|--|------|
| 令和7年 3月7日（金） 10:00～ 12:00 三重県津庁舎 大会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・三重県における精神科病床の推移について ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて ・グループワーク | 41 |

【退院後支援スキルアップ研修】

対象：三重県内の精神科病院、障がい者相談支援センター、
訪問看護ステーション、地域包括支援センター、市町、保健所の職員
指定特定・一般・障害児相談支援事業所の相談支援専門員、
障害福祉サービス事業所の職員

| 実施日時・場所 | 内 容 | 受講者数 |
|--|--|------|
| 令和7年 3月7日（金） 13：30～ 16：00 三重県津庁舎 大会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法の通報制度について ・精神保健福祉法における申請・通報・届出制度の状況について ・退院後支援について ・グループワーク | 41 |

【こころのサポーター研修】

対象：三重県内の精神保健福祉に携わる機関の職員
（精神科病院、障がい者（総合）相談支援センター、
障害福祉サービス事業所、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、
市町、保健所等の職員）

| 実施日時・場所 | 内 容 | 受講者数 |
|--|---|------|
| 令和6年 9月6日（金） 14：00～ 16：00 三重県津庁舎 大会議室 | <p>「心のサポーター養成研修」 講師：三重県こころの健康センター職員</p> | 58 |
| 令和6年 11月13日（水） 14：00～ 16：00 三重県四日市庁舎 大会議室 | <p>「心のサポーター養成研修」 講師：三重県こころの健康センター職員</p> | 41 |

【三重 DPAT 研修】

対象：DPAT 登録病院 DPAT チーム（医師・看護師・ロジスティクス等
（3～5名））、精神科病院職員、保健所職員

| 実施日時・場所 | 内 容 | 受講者数 |
|--|--|-----------|
| <p>令和7年 2月11日（火） 9：20～ 16：50 三重県津庁舎 大会議室 他</p> | <p>事前学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DPAT 体制について ・ DPAT 活動における各職種の役割について ・ 通信機器について（トランシーバー・衛星電話） ・ 新型コロナウイルスを含む感染症対策について ・ 三重県地震被害想定と三重県の防災体制について ・ 平時における精神科救急医療体制について ・ 身体トリアージ START 法 ・ 災害診療記録、J-SPEED 等について <p>講師：三重県立こころの医療センター 独立行政法人国立病院機構 榊原病院 三重県防災対策部 災害対策推進課 三重県医療保健部 健康推進課</p> <p>当日研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における情報整理・管理について（クロノロ） ・ 災害時における情報整理・管理について（EMIS） ・ 大規模災害演習① ・ 大規模災害演習② <p>講師： 三重県立こころの医療センター 独立行政法人国立病院機構 榊原病院 社会医療法人居仁会 総合心療センターひなが 三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿厚生病院 医療法人 久居病院 三重県立子ども心身発達医療センター 三重県松阪保健所 DPAT 事務局 独立行政法人国立病院機構 さいがた医療センター 三重県立一志病院</p> | <p>56</p> |

④ その他（詳細は各事業該当ページを参照）

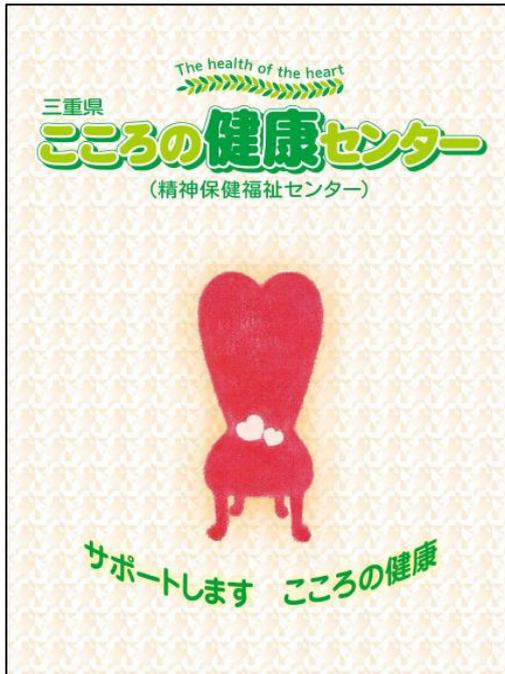
- 薬物相談ネットワーク整備事業： 依存症に関する講演会・依存症フォーラム
- ひきこもり対策事業： ひきこもり講演会・支援者スキルアップ研修会
- 自殺対策事業： 相談窓口対応力向上研修、自死遺族支援者研修、自殺未遂者支援研修、災害時こころのケア研修

3 普及啓発

精神保健福祉の知識、精神障がい正しい知識、県内の社会資源情報等について、普及啓発活動を実施した。

(1) こころの健康センター案内リーフレットによる啓発

案内リーフレットにより、こころの健康センターの機能の紹介に努めた。



三重県こころの健康センター

(精神保健福祉センター)
Mie Pref. Mental Health & Welfare Center

こころの健康センターは、こころの健康づくりや精神障がいの社会参加の促進など、精神保健福祉活動を支援する機関として様々な事業を行っています。
こころの健康センターには、精神保健福祉に関する専門職員がいます。

| | | | |
|---|---|------------------------|---|
| 企画・立案 | 精神保健福祉活動を推進するため、専門的な立場からさまざまな提案を行っています。 | 技術指導 技術支援 | 保健所、市町、関係当事者等に対し、精神保健福祉推進会、専門職等への参加など、専門的な立場から技術指導・技術支援を行っています。 |
| 教育研修 | 保健所、市町、相談支援事業所等の関係機関の職員を対象に、精神保健福祉についての専門的な教育研修を行っています。 | 普及啓発 | こころの健康や精神保健福祉の正しい知識を広めるために、パンフレットやホームページにより情報提供を行っています。 |
| 組織育成 | 家族会、当事者会、精神保健福祉ボランティア等の活動を支援しています。 | 調査研究 | 精神保健福祉に関する調査研究、関係機関に必要な情報の収集・提供を行っています。 |
| 精神保健福祉 手帳の交付対応 自立支援医療費 申請書類の受付 | 精神障害者保健福祉手帳の交付対応、自立支援医療費(精神通院医療)の判定を行っています。 | 精神医療 審議会の事務 | 精神障がいの者の人権に配慮し、入院の可否および入院患者の処遇の適否に関する精神医療審議会の事務を行っています。 |

依存症対策 関係機関のネットワーク強化や人材育成のための研修、依存症対策の情報収集・発信等を行っています。また、電話や面接による個別相談や家族教室を開催しています。

**ひきこもり
対策** 三重県ひきこもり地域支援センター H25.4.1に、こころの健康センター内に「三重県ひきこもり地域支援センター」を開設しました。関係機関のネットワーク強化や人材育成のための研修、ひきこもりの情報収集・発信等を行っています。また、電話や面接による個別相談や家族教室・家族のついでを開催しています。

自殺対策 三重県自殺対策推進センター H25.4.1に、こころの健康センター内に「三重県自殺対策情報センター」を開設しました。H20.3.30より「三重県自殺対策推進センター」による家族・関係機関のネットワーク強化や人材育成のための研修、自殺対策の情報収集・発信等を行っています。また、電話や面接による個別相談や死生相談の窓口(わちらいの窓)を開催しています。

相談のご案内

1 電話相談

ひきこもり 専門電話相談
TEL 059-253-7826 月～金曜日/午後9時～午後4時 (祝日・年末年始を除く)
※三重県ひきこもり地域支援センター(こころの健康センター内)において、職員が対応いたします。

自殺予防・自死相談電話相談
TEL 059-253-7823 月～金曜日/午後1時～午後4時 (祝日・年末年始を除く)
※三重県自殺対策推進センター(こころの健康センター内)において、職員が対応いたします。

こころの健康相談センター
TEL 059-223-5237 / 059-223-5238 月～金曜日/午前10時～午後4時 (祝日・年末年始を除く)
※必ず「こころ」のマークを載せた通話電話です。15分～1時間(延長)が利用できます。

関係機関専門電話相談 TEL 059-253-7826 毎週水曜日/午後1時～午後4時(祝日・年末年始を除く)

2 来所相談 (予約制)

※来所相談は予約制です。まずは上記の電話相談におかけください。

ひきこもり専門面接相談 (予約制)
対象：ひきこもりで悩んでいる方やその家族および関係機関の方
※三重県ひきこもり地域支援センター(こころの健康センター内)において、職員が対応いたします。

依存症専門面接相談 (予約制)
対象：アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症の方やその家族および関係機関の方
※職員が対応いたします。

自殺予防・自死相談面接相談 (予約制)
対象：自殺予防のための相談、自死で悩まれている方および関係機関の方
※三重県自殺対策推進センター(こころの健康センター内)において、職員が対応いたします。

3 精神科医師による面接相談 (予約制)

※精神科医師による相談は予約制です。

※関係機関からの相談は、精神疾患全般に対応いたします。

- ◆精神科医師による面接相談 (ひきこもり、自殺予防相談)
- ◆精神科医師による面接相談 (依存症)
- ◆精神科医師による面接相談 (自殺予防)

※必ず「こころ」のマークを載せた通話電話です。15分～1時間(延長)が利用できます。

◆電話カウンセリング・事例検討会など
関係機関からの、復職又は退院を必要とした相談に対応します。

こころの健康センター近辺地図

| | |
|---------|---|
| 路線 | 名鉄線 「津駅」下車 徒歩10分(徒歩約13分) 「江崎駅」下車 徒歩約15分 |
| JR | 【津線】下車 東口徒歩約10分 |
| 三重交通/IC | 【津線】乗車4分の江崎バス停(三交一ム線)下車 徒歩約15分 |
| 路線バス | 津駅前から 江崎バス停まで 徒歩約5分 |
| 自転車 | 津駅前から 江崎バス停まで 徒歩約5分 |

三重県こころの健康センター
〒514-8567 三重県津市後橋2-445-34 (三重県津市会)
TEL 059-223-5241(代表) FAX 059-223-5242
http://www.pref.mie.lg.jp/kokoro/hp/

三重県 こころの健康

三重県ひきこもり地域支援センター
TEL 059-253-7826
http://www.pref.mie.lg.jp/kokoro/hp/hikikomori

三重県自殺対策推進センター
TEL 059-253-7821
http://www.pref.mie.lg.jp/kokoro/hp/10000

(2) 「こころのケアガイドブック」の作成

こころのケアガイドブックは、県内の精神保健医療福祉に関する社会資源情報を掲載した冊子として、平成14年3月に初版を発行した。

その後、平成18年には障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）の施行により、相談支援体制や福祉サービス制度が大幅に改正され、複雑な仕組みに変わった。

そのため、地域での支援に活用していた
だくことを目的に、平成23年度に社会資源
情報を整理し、「こころのケアガイドブック」
を改訂・発行した。その後も毎年度更新を行い、
情報提供をしている。

掲載項目は「医療機関編」「相談窓口編」
「専門相談編」「社会資源編」となっている。
令和元年度版以降は、冊子は作成せず、ホーム
ページに情報を掲載し、その都度修正を加えて
最新情報の提供に努めている。



(3) ホームページによる普及啓発

平成23年度にホームページの方向性を「啓発・情報発信の中核」と位置付け、充実させていくこととし、センター内事業の情報だけでなく県内の精神保健福祉全般の情報を幅広く掲載するよう取り組んでいる。

また、研修会を開催した場合は可能な限り研修資料をホームページに掲載するようになっている。

なお、令和6年度は年間計37回更新し、タイムリーな情報提供に努めた。

アドレス <http://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/>

本文 Foreign Languages 文字サイズ変更 元に戻す 縮小 拡大 色の変更 標準 青 黄 黒

三重県 Mie Prefectural Government

サイト内検索 検索

健康・福祉・子ども スポーツ・教育・文化 観光・産業・しごと まちづくり 県政・お知らせ情報 組織・業務

現在位置: トップページ > 健康・福祉・子ども > 健康 > こころの健康センター (精神保健福祉センター)
担当所属: 県庁の組織一覧 > 医療保健部 > こころの健康センター

健康

- 健康総合
- 厚生統計
- 年次報告 (保健所・福祉事務所)
- 健康づくり
- 食育
- こころの健康センター

LINEで送る 印刷する

こころの健康センター (精神保健福祉センター)

こころの健康センター (精神保健福祉センター) は、精神保健の向上や精神障がい者の福祉の増進を図るための機関として、様々な情報を掲載しています。



■ [新型コロナウイルス感染症に関するこころのケア相談窓口のご案内](#)

- [こころの健康センターの紹介](#)
- [審査・自立支援・手帳](#)
- [三重県内の社会資源情報](#)
- [ひきこもり地域支援センター](#)
- [依存症関連情報](#)
- [精神保健福祉 \(基礎・専門\) 研修会の案内](#)
- [精神疾患の理解と対応](#)
- [関係機関からの案内](#)
- [専門相談のご案内](#)
- [三重県自殺対策推進センター](#)
- [災害時のこころのケア](#)

(4) メールマガジンの発行

当センターの業務内容や精神保健福祉に関する情報を関係機関に紹介するため、平成22年度からメールマガジン「センターだより『こころの健康』」を発行している。

令和6年度は第52号から第54号まで発行した（「資料編」に掲載）。当センターのホームページにも掲載した。

| | 発行年月 | 内 容 |
|------|--------|---|
| 第52号 | 令和6年6月 | ・三重 DAPT 研修報告について ・こころの健康センターの事業について ・精神保健福祉法改正について |
| 第53号 | 令和6年9月 | ・自殺予防週間について ・依存症について |
| 第54号 | 令和7年2月 | ・ひきこもり支援について ・依存症専門相談について ・自殺対策強化月間について |

(5) 職員による講演活動（再掲）

関係機関への技術支援や精神保健福祉に関する知識の普及・啓発を目的として、研修会や勉強会に職員を講師として派遣した。（研修会・勉強会の実施主体別に掲載）

4 精神保健福祉専門相談

(専門相談へ移行した経緯)

こころの健康センターでは、県民から幅広く相談を受ける「精神保健福祉相談」を実施してきたが、電話相談の大部分は他の相談機関でも対応が容易な「一次的な相談」で占められており、精神保健福祉センターの専門性を活かした機能・役割が十分に発揮されているとは言い難い状況であった。

そのため、平成22年度に県の役割を踏まえた精神保健福祉センターの相談支援体制のあり方について、所内に検討会を設置して1年間に及ぶ検討を行った。県内外の相談機関の現状を把握するとともに、精神保健福祉に携わる県内の支援機関にアンケートを実施（150箇所送付、うち回答105箇所）して、こころの健康センターに求められている役割を調査した。

その結果、精神保健福祉センターに求められている「複雑又は困難な相談」「専門的な相談」に対応するため、これまでの相談支援体制を全面的に見直して、専門相談を中心とした新たな相談支援体制を構築し、平成23年度から実施している。

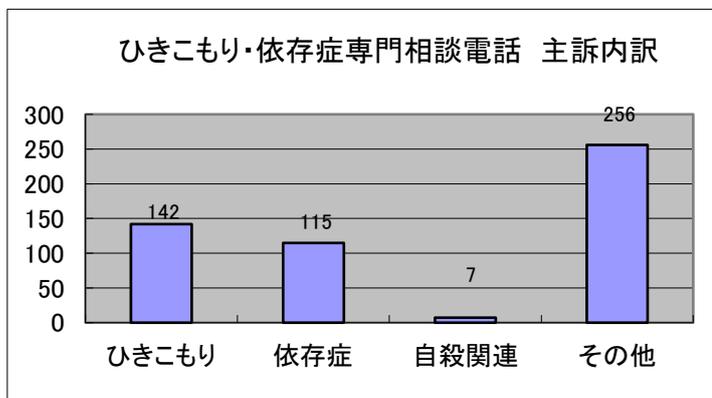
(1) 専門電話相談 ※主訴による区分(重複あり)

① ひきこもり・依存症 専門電話相談

ひきこもり専門電話相談 月～金曜日 9:00～16:00

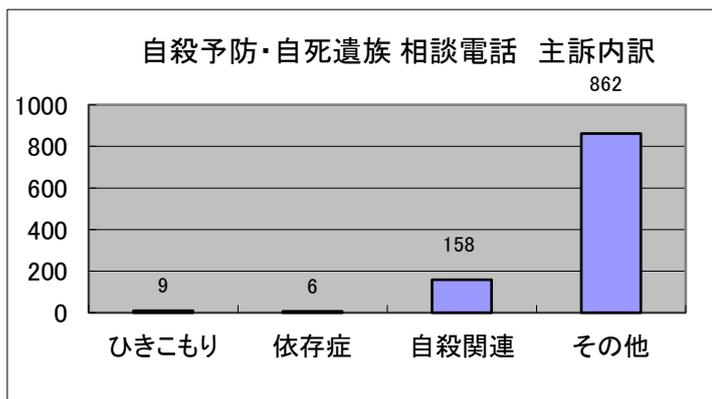
ひきこもり・依存症専門電話相談 毎週水曜日 13:00～16:00

(いずれも祝日、年末年始を除く)



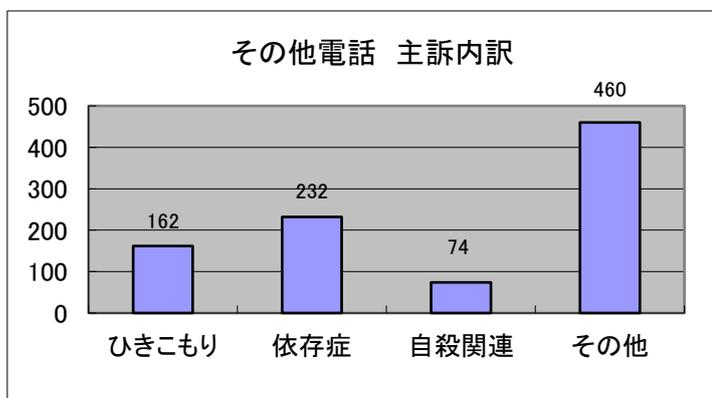
- ★ 開設日数 243日
- ★ 相談件数 520件
(全相談件数の20.9%)
- ★ 1日平均 2.13件
- ★ 主訴が「ひきこもり」「依存症」の割合は49.4%となっている。

② 自殺予防・自死遺族 電話相談(祝日、年末年始を除く月～金曜日13:00～16:00)



- ★ 開設日数 243日
(統一ダイヤル相談日を含む)
- ★ 相談件数 1035件
(全相談件数の41.6%)
- ★ 1日平均 4.25件
- ★ 主訴が「自殺関連」の割合は15.2%となっている。

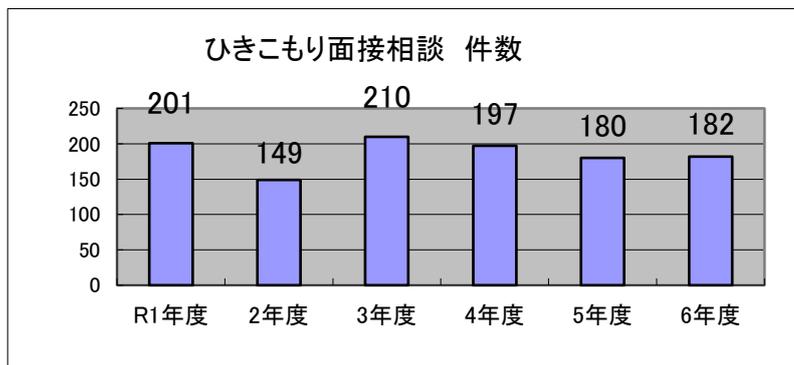
③ その他(上記以外への電話)



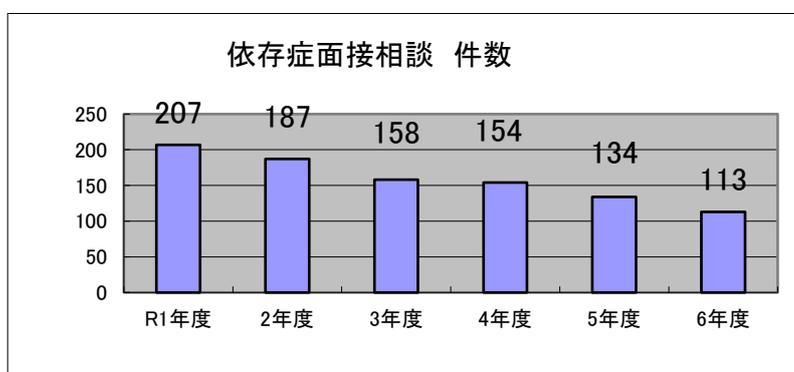
- ★ 相談件数 928件
(全相談件数の37.3%)

(2) 専門面接相談（重複あり）

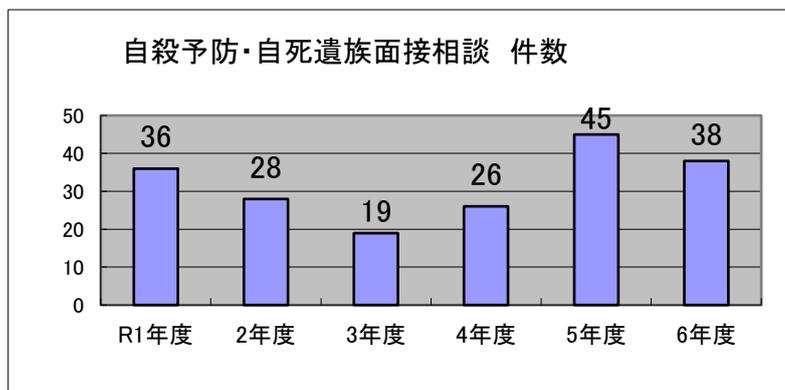
① ひきこもり面接相談



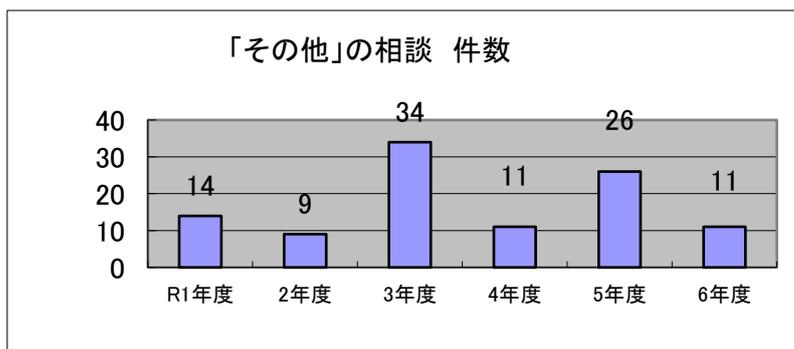
② 依存症面接相談



③ 自殺予防・自死遺族面接相談



④ その他



(3) 全体の相談件数

令和6年度 来所相談・訪問支援の受付経路

| | 実人員 | (再掲) 新規者の受付経路 | | | |
|-------|-----|---------------|-----|------|-----|
| | | 保健所 | 市町村 | 医療機関 | その他 |
| 被支援人員 | 141 | 2 | 3 | 4 | 65 |

令和6年度 来所相談の詳細

| | (再掲) 相 談 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|--------|------|-------|----|-------|-----|-----|---------|---------|------|------|-----|------|-------|------|------|-----------|------|----|
| | 実人数 | 延人員 | | | | | | | | | | | | 計の再掲 | | | | | | |
| | | 老人精神保健 | 社会復帰 | アルコール | 薬物 | ギャンブル | ゲーム | 思春期 | 心の健康づくり | うつ・うつ状態 | 摂食障害 | てんかん | その他 | 計 | ひきこもり | 発達障害 | 自殺関連 | (再掲) 自死遺族 | 犯罪被害 | 災害 |
| 被支援人員 | 133 | 1 | 57 | 9 | 9 | 88 | 2 | 0 | 165 | 3 | 0 | 0 | 6 | 340 | 182 | 1 | 38 | 35 | 0 | 0 |

令和6年度 訪問支援の詳細

| | (再掲) 訪問支援 | | | | | | | | |
|-------|-----------|-----|----------|------|------|-----------|---|------|----|
| | 実人数 | 延人員 | 延 人 数の再掲 | | | | | 犯罪被害 | 災害 |
| | | | ひきこもり | 発達障害 | 自殺関連 | (再掲) 自死遺族 | | | |
| 被支援人員 | 8 | 25 | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

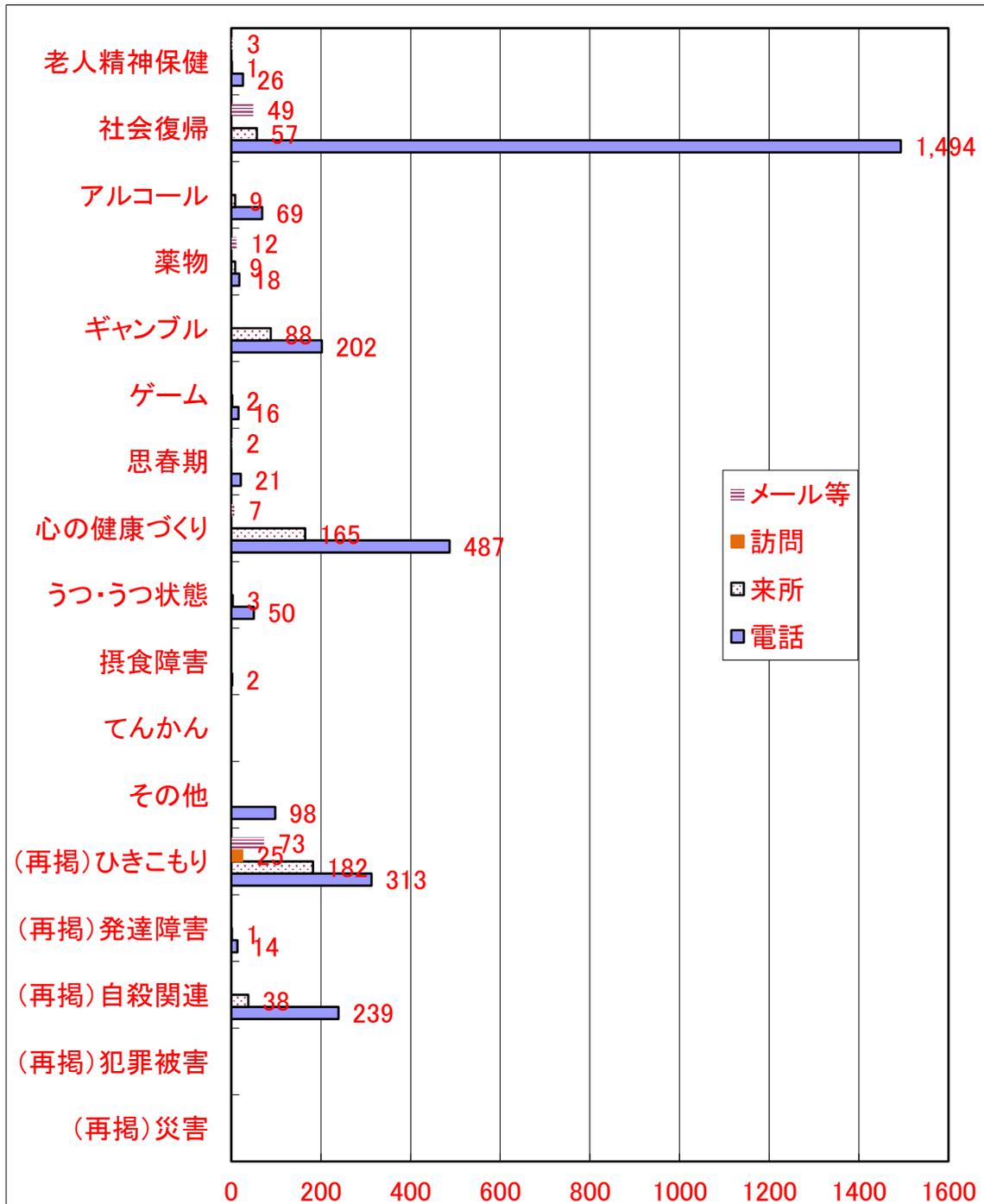
令和6年度 電話・電子メール等による相談の詳細

| 区分 | (再掲) 相談 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---------|-------|-------|----|-------|-----|-----|---------|---------|------|------|-----|-------|------|------|------------|------|------|---|
| | 延 人 数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 老人精神保健 | 社会復帰 | アルコール | 薬物 | ギャンブル | ゲーム | 思春期 | 心の健康づくり | うつ・うつ状態 | 摂食障害 | てんかん | その他 | 計 | 計の再掲 | | | | | |
| ひきこもり | | | | | | | | | | | | | | 発達障害 | 自殺関連 | 遺(再掲)自殺者の族 | 犯罪被害 | 災害関連 | |
| 電話 | 26 | 1,494 | 69 | 18 | 202 | 16 | 21 | 487 | 50 | 2 | 0 | 98 | 2,483 | 313 | 14 | 239 | 31 | 0 | 0 |
| 電子メール等 | 3 | 49 | 0 | 12 | 0 | 0 | 2 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 73 | 73 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

相談種別延件数推移 (令和2年度～令和6年度)

| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 来所相談 | 364 | 428 | 400 | 385 | 340 |
| 訪問支援 | 7 | 8 | 24 | 39 | 25 |
| 電話相談 (関係者からの相談含む) | 3,200 | 2,385 | 2,344 | 2,365 | 2,483 |
| メール相談 | — | — | — | — | 73 |

精神保健福祉専門相談（訪問・来所・電話）の相談内容別 延べ件数



※ この件数は当センターで受けた全相談件数であり、専門相談日以外にセンターで相談を受けた件数も含む。

(4) 特定相談指導事業（再掲）

①思春期相談（思春期精神保健に関する相談指導等）

令和6年度の相談は延べ23件であった。

ひきこもりや不登校、発達障がいなどの社会を取り巻く環境の変化に伴い、今後、相談内容の多様化も予想される。

②アルコール相談（アルコール関連問題に関する指導等）

令和6年度の相談は延べ78件であった。

アルコール健康障害対策基本法、飲酒運転0（ゼロ）条例の制定など、アルコール問題への対策が進められており、社会の関心も高まっている。今後も柔軟に相談に対応していく。

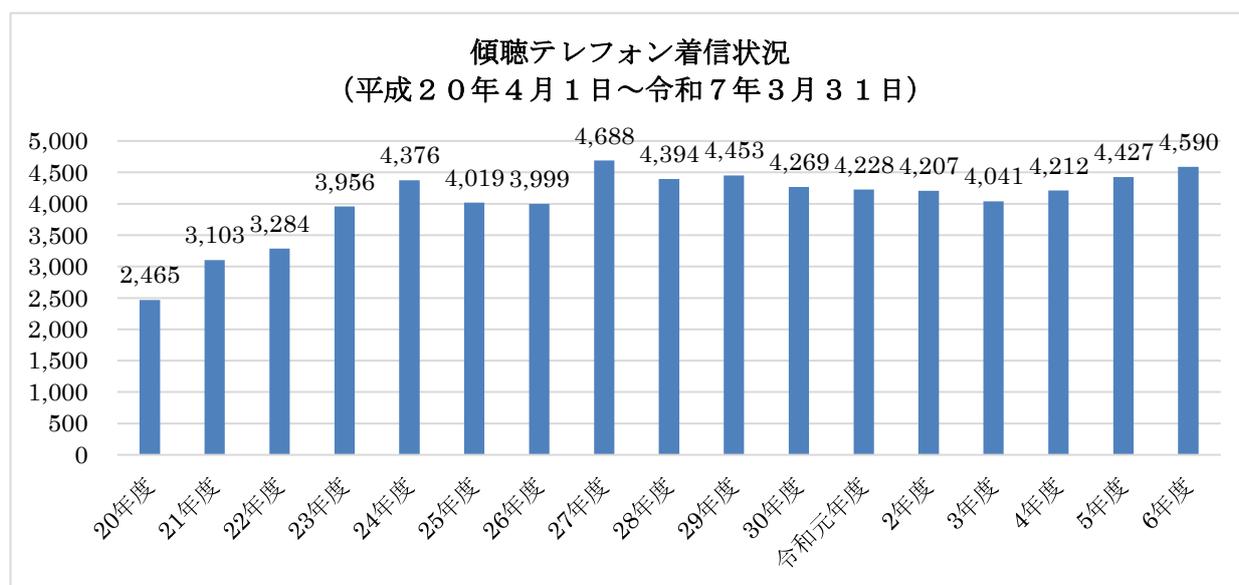
(5) こころの傾聴テレフォン

（開設に至った経緯）

平成13年度、こころの健康センターでは青年期・中壮年期におけるこころのケア実態調査を行った。この結果、メンタルヘルスに関する普及啓発、教育研修機能の強化、地域で気軽に相談できる体制づくりと関係者のネットワーク化が望まれていることが明らかになった。

このことから、三重県の健康づくり総合計画「ヘルシーピープルみえ21」の中で、メンタルヘルスが中心課題のひとつと位置づけられた。これに沿って平成14年度から「傾聴できる人・身近で話を聴くことのできる人」としての『リスナー』の養成がなされてきた。

平成19年度から、リスナー養成の目的に沿った「身近にある、話を聴く窓口」となることを目指して「こころの傾聴テレフォン」を開設、リスナーによる傾聴電話が開始された。



平成19年度からの月別通話件数

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 平成19年度 | — | 2 | 57 | 81 | 88 | 88 | 100 | 148 | 140 | 185 | 178 | 136 |
| 20年度 | 169 | 181 | 210 | 191 | 187 | 217 | 230 | 197 | 228 | 238 | 194 | 223 |
| 21年度 | 220 | 212 | 259 | 263 | 267 | 244 | 362 | 271 | 256 | 243 | 221 | 285 |
| 22年度 | 281 | 275 | 291 | 242 | 277 | 337 | 265 | 291 | 224 | 238 | 253 | 310 |
| 23年度 | 303 | 306 | 376 | 310 | 385 | 343 | 338 | 286 | 275 | 333 | 335 | 366 |
| 24年度 | 345 | 392 | 374 | 343 | 384 | 363 | 383 | 387 | 342 | 367 | 342 | 354 |
| 25年度 | 388 | 305 | 346 | 379 | 377 | 340 | 403 | 325 | 266 | 307 | 282 | 301 |
| 26年度 | 304 | 330 | 328 | 356 | 334 | 347 | 385 | 307 | 331 | 286 | 323 | 368 |
| 27年度 | 376 | 323 | 401 | 422 | 399 | 405 | 407 | 389 | 400 | 355 | 380 | 431 |
| 28年度 | 381 | 360 | 404 | 371 | 392 | 362 | 335 | 362 | 327 | 323 | 362 | 415 |
| 29年度 | 364 | 398 | 416 | 390 | 384 | 377 | 351 | 334 | 339 | 355 | 365 | 380 |
| 30年度 | 379 | 383 | 378 | 361 | 392 | 267 | 369 | 349 | 345 | 340 | 351 | 355 |
| 令和元年度 | 375 | 354 | 375 | 386 | 322 | 347 | 369 | 367 | 346 | 326 | 312 | 349 |
| 2年度 | 377 | 327 | 345 | 352 | 343 | 353 | 400 | 329 | 339 | 321 | 327 | 394 |
| 3年度 | 354 | 290 | 366 | 336 | 375 | 332 | 348 | 335 | 320 | 309 | 296 | 380 |
| 4年度 | 355 | 307 | 370 | 341 | 378 | 341 | 344 | 367 | 350 | 351 | 332 | 376 |
| 5年度 | 337 | 350 | 387 | 369 | 380 | 398 | 369 | 366 | 351 | 353 | 360 | 407 |
| 6年度 | 401 | 376 | 411 | 427 | 403 | 355 | 433 | 394 | 383 | 338 | 310 | 359 |

※平成19年5月28日開始

5 組織育成・支援

(1) 家族会への支援

三重県精神保健福祉会（さんかれん）

昭和43年11月、精神障がい者が社会的・経済的自立を目指していけるよう、ノーマライゼーションの実現を目的に、三重県精神障害者家族会連合会（三家連）が設立された。社会資源がほとんどない時代から現在に至るまで、精神障がい者の社会参加を支える活動を継続している。平成18年4月には、NPO法人を取得し、三重県精神保健福祉会（さんかれん）として組織強化を図っている。

平成18年度より、地域における精神障がいへの理解促進を目的に啓発研修会を実施するとともに、三重県あんしん賃貸支援事業の居住支援者として住宅保証人事業にも取り組んでいる。また、平成23年度からは「家族のための家族相談（電話・面接・サロン）」や家族相談員研修会にも取り組んでいる。

【支援状況】

当センターでは「さんかれん」運営への支援を随時実施するとともに、各種大会・研修会への参加を通じて、家族会への支援を行っている。

| 内 容 | 参加・支援回数 |
|-------------------------------|---------|
| 「さんかれん」への運営支援・家族相談への支援 | 随時 |
| 第45回三家連精神保健福祉研修会の実行委員会への参加・支援 | 5回 |

(2) 精神保健福祉ボランティアへの支援

① 三重県精神保健福祉ボランティア連絡協議会（こころのボランティア協議会）

平成11年度に、7つの精神保健福祉ボランティアグループで構成する連絡協議会が発足した。現在は、3つの構成団体がボランティア団体の相互の情報交換や、障がい者スポーツ大会への協力を行っている。

② 三重てのひら

平成元年から当センターで実施した精神保健福祉ボランティア教室の修了生により、平成4年に結成された。平成15年度から当センターで実施されていたデイケアを引き継ぎ、毎週月曜日及び第2・第4金曜日に当事者サロン「ありんこ」を開催・運営している。

【支援状況】

当センターでは、こころのボランティア協議会の運営を支援するとともに、「三重てのひら」が運営している当事者サロン「ありんこ」など、ボランティアへの支援を随時行っている。

(3) 当事者会・当事者グループへの運営支援

当センターでは、「こころのケアガイドブック」へ当事者会・当事者グループの活動内容を紹介するとともに、ホームページにも掲載している。

6 薬物相談ネットワーク整備事業

三重県こころの健康センターは、平成11年度から薬物相談ネットワーク整備事業を実施している。事業では、依存症に悩む当事者への支援だけでなく、その家族や関係者が、依存症について正しい知識を持ち、適切な対応を学ぶことを目的としている。依存症は薬物だけでなく、アルコールやギャンブルと多岐にわたっており、近年、それらに関連する法律が整備され、計画の策定も進められている。依存症については、関係機関が連携し、依存症についての社会全体の関心と理解を深めるとともに、当事者や家族を早期に適切な治療や支援につなげていくことが重要である。

当センターでは、多岐にわたる依存症に関する専門相談に加え、家族教室や講演会、啓発フォーラム等を実施し、これらの問題に取り組んでいる。

(1) 依存症専門相談

- ① 依存症専門電話相談（毎週水曜日） 340件
（専門電話以外に相談のあった件数を含む、依存症相談総数）
- ② 依存症専門来所相談 111件 （相談の内訳）

| | 薬物 | ギャンブル | アルコール | その他 |
|------|----|-------|-------|-----|
| 電話相談 | 18 | 199 | 68 | 55 |
| 来所相談 | 9 | 88 | 8 | 7 |

薬物その他12件

(2) 家族教室

薬物だけでなく、様々な依存対象が精神保健福祉上の問題となるため、平成21年度から家族教室の名称を「薬物問題家族教室」から「依存症問題家族教室」と改め、全4回シリーズで開催している。

| | 実施日 | 内容 | 参加人数 |
|---|------------------|--|------|
| ① | 令和6年 7月18日（木） | 「依存症の理解」 三重県こころの健康センター 所長 楠本 みちる 「コミュニケーションを変える」 三重県こころの健康センター スタッフ | 5 |
| ② | 令和6年 8月2日（金） | 「あなた自身の生活を豊かにする」 京都府立大学 准教授 山野 尚美 氏 | 2 |
| ③ | 令和6年 9月26日（木） | 「依存症とその回復」 特定非営利活動法人 三重ダルク代表 市川 岳仁 氏 | 7 |
| ④ | 令和7年 2月7日（金） | 「家族 交流会/ 一人で悩まず今抱えている悩みや不安を語り合しましょう」 三重県こころの健康センター スタッフ | 3 |

実施回数4回、参加延人数17名

(3) 依存症フォーラム 第26回三重ダルクフォーラム

(NPO法人三重ダルクと共催)

- 日 時： 令和7年2月15日(土) 13:00～16:30
開催方法： 会場 津市公共施設 アストプラザ アストホール
内 容： 薬物依存、アルコール依存、ギャンブル依存の体験談
対談
テーマ： 仲間といこう
北海道ダルク 森 亨 氏
田代 まさし 氏
対象者： 県民、当事者、家族、支援者(教育・医療・保健・福祉・更生保護
など精神保健福祉および依存症関連問題に従事する者)

(4) NPO法人との協働委託事業

地域における相談支援に携わるスタッフが、依存症に関する理解と有効な社会資源情報を共有し、依存症者がより回復への道を歩むことを目的に、平成18年度からNPO法人三重ダルクとの協働委託事業を実施している。

① 「依存症ネットワーク会議」の開催

依存症問題を抱える当事者・家族等を、地域のネットワークで支えられるよう、地域の関係機関が情報交換、情報共有を行うことで、地域の実情に応じた連携強化を図り、依存症問題に総合的に対応できる支援体制の構築を目的としている。
実施地域：県内5箇所(北勢地域、中勢地域、南勢志摩地域、伊賀地域、東紀州地域)
対 象：地域の関係機関(市町、保健所、相談支援事業所、精神科病院、警察、保護観察所、保護司会など)

| 実施地域 | 実施日時 | 場 所 | 参加人数 |
|--------|-----------------------------|--------------|------|
| 東紀州地域 | 令和6年8月8日(木) 13:30～16:00 | 三重県尾鷲庁舎大会議室 | 17 |
| 伊賀地域 | 令和6年8月26日(月) 13:30～16:00 | 三重県伊賀庁舎大会議室 | 20 |
| 北勢地域 | 令和6年10月2日(金) 13:30～16:00 | 三重県四日市庁舎大会議室 | 20 |
| 南勢志摩地域 | 令和6年11月7日(木) 13:30～16:00 | 志摩LABO | 13 |
| 中勢地域 | 令和6年12月6日(金) 13:30～16:00 | 三重県津庁舎大会議室 | 23 |

実施回数5回、参加延人数93名

② 依存症に関する講演会

日 時： 令和6年12月20日（金）14：00～16：00

場 所： 三重県津庁舎大会議室

内 容：「依存症について あなたが大切な人のためにできること
～ギャンブル・スマホ（オンラインゲーム・SNS）

アルコール・薬物依存の理解と対応～」

講 師： 医療法人横田会 向陽台病院 院長 比江島 誠人 氏

対象者： 医療、保健、福祉、教育、更生保護など精神保健福祉および
依存症関連問題に従事する者

参加者数：102名

(5) ギャンブル障害集団プログラム

平成30年10月からギャンブル等の問題で悩んでいる方を対象に、毎月第3土曜日に島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム：SAT-G（Shimane Addiction recovery Training program for Gambling disorder）を用いた集団プログラムを実施している。

| | | | | |
|------|----------------|---------------|----------------|----------------|
| 実施日 | 令和6年 4月20日 | 令和6年 5月18日 | 令和6年 6月15日 | 令和6年 7月20日 |
| 参加人数 | 1 | 2 | 4 | 3 |
| 実施日 | 令和6年 8月17日 | 令和6年 9月21日 | 令和6年 10月19日 | 令和6年 11月16日 |
| 参加人数 | 4 | 3 | 5 | 4 |
| | 令和6年 12月21日 | 令和7年 1月18日 | 令和7年 2月15日 | 令和7年 3月15日 |
| 参加人数 | 3 | 4 | 2 | 4 |

実施回数12回、参加延人数39名

7 ひきこもり対策事業（三重県ひきこもり地域支援センター）

（事業の経緯）

こころの健康センターでは、平成15年度に「ひきこもり等への相談・支援体制整備事業」により、ひきこもり等の相談事例の収集分析を実施した。その結果、就学終了とともに支援が途切れ、本人・家族共に、家庭内で問題を抱えながら長期にひきこもっている事例も少なくない現状が浮かび上がった。

そこで、平成16年7月から「新たな精神保健分野に対応する相談支援事業」として、ひきこもり相談等の対応困難な事例の支援体制の検討を行うとともに、「ひきこもりサポート事業」としてひきこもり支援を開始した。また、平成17年度からは民間精神科病院（総合心療センターひなが）への業務委託により「サポートセンター」を設置し、対応困難な事例への支援体制を整えた（平成18年度まで2年間）。

平成19年度から「こころの相談機関のためのサポートセンター機能」は当センター内に位置付けられた。また平成19年度から平成22年度までは、県民しあわせプラン第二次戦略計画の「みえ舞台づくり 若者の自立支援プログラム」の『ひきこもる若者の自立支援事業』として事業を実施した。

平成23年度からは「ひきこもり専門相談」を開始し、ひきこもり支援の専任の非常勤職員が配置された（平成24年度まで2年間）。

平成25年度から、地域におけるひきこもり者支援体制の整備を推進すること等を目的として、当センター内に「三重県ひきこもり地域支援センター」が設置され、事業の効果的な実施に取り組む。

令和4年度から「三重県ひきこもり多職種連携チーム」を設置し、特に高い専門性が求められるひきこもり当事者等への支援を実施するとともに、各地域の関係機関と情報共有や同行訪問等を通じて支援体制の構築や人材育成に努めている。

令和6年度からメールによる相談を開始し、多様な相談形態の確保に努めている。

（1）ひきこもり専門相談

- ① ひきこもり専門電話相談（月曜日～金曜日） 313件
（専門電話以外に相談のあった件数を含む、ひきこもり相談総数）
- ② ひきこもり専門面接相談 182件
- ③ ひきこもり訪問 25件
- ④ ひきこもりメール相談 73件
- ⑤ ひきこもり多職種連携チーム支援実件数 23件

(2) 家族教室・家族のつどい

① ひきこもり家族教室

ひきこもり問題を抱える家族が、正しい知識や情報、対応方法、社会資源について理解し学ぶことによって問題解決能力の向上をはかり、本人の状態改善に役立てることを目的として、県内3地域（北勢、中勢伊賀、東紀州）で計6回開催した。

対 象： ひきこもり当事者の家族、支援者

期 間： 令和6年8月～令和6年10月 13時30分～15時

参加者： 延べ 64名

【北勢地域】 県四日市庁舎大会議室

| 日程 | 内容 | 延べ人数 |
|------------------|--|------|
| 令和6年 8月1日（水） | ・ 講義「ひきこもりの理解」 三重県こころの健康センター職員 ・ グループワーク | 9名 |
| 令和6年 9月24日（月） | ・ 講義「コミュニケーションの工夫」 三重県こころの健康センター職員 ・ グループワーク | 12名 |

【中勢伊賀地域】 県津庁舎大会議室

| 日程 | 内容 | 延べ人数 |
|------------------|---|------|
| 令和6年 7月11日（木） | ・ 講義「ひきこもりの理解」 三重県こころの健康センター所長 楠本 みちる ・ グループワーク | 16名 |
| 令和6年 9月2日（月） | ・ 講義「家族の立場から伝えたいこと」 ひきこもり当事者のご家族 ・ グループワーク | 11名 |

【東紀州地域】 県尾鷲庁舎大会議室

| 日程 | 内容 | 延べ人数 |
|------------------|---|------|
| 令和6年 8月19日（月） | ・ 講義「ひきこもりの理解」 三重県こころの健康センター所長 楠本 みちる ・ グループワーク | 9名 |
| 令和6年 10月3日（木） | ・ 講義「コミュニケーションの工夫」 三重県こころの健康センター職員 ・ グループワーク | 7名 |

② 「虹の会」運営

平成25年度「家族のつどい」への参加者を中心に、「自主的なつどい」の開催を働きかけた。その結果、平成26年1月から毎月開催に至り、センターは運営支援を行ってきた。令和4年度9月より運営体制の見直しを行い、ひきこもり当事者の家族の集まる場として三重県ひきこもり地域支援センター「虹の会」として毎月1回開催している。

開催日：毎月 第3金曜日 14時～16時

参加者：延べ 58名

(3) 講演会・研修会

① ひきこもり講演会

日時：令和7年3月24日（月）14時00分～16時00分

方法：オンライン

内容：講演「当事者の多様性と支援に求めるもの」

講師：喜久井 伸哉 氏

参加者：37名

（ひきこもり当事者とその家族、ひきこもり支援者等）

② 支援者スキルアップ研修会

第1回

日時：令和7年2月27日（木）10時00分～12時00分

場所：県津庁舎大会議室

内容：講義（基礎編）「ひきこもりと精神保健」

講師：三重県こころの健康センター所長 楠本 みちる

参加者：31名

（ひきこもり支援に携わる医療・保健・福祉・教育・労働などのさまざまな機関の職員）

第2回

日時：令和7年2月27日（木）13時30分～15時30分

場所：県津庁舎大会議室

内容：講義（実践編）「ひきこもりの支援」

講師：三重県こころの健康センター所長 楠本 みちる

参加者：33名

（ひきこもり支援に携わる医療・保健・福祉・教育・労働などのさまざまな機関の職員）

(4) 関係機関との連携

ひきこもり支援ネットワーク会議の開催

県内のひきこもり支援が円滑に推進され、相談内容に応じた適切な支援を行うことができるよう、ひきこもり者及び家族への支援に携わる関係機関が連携強化・支援体制の充実を図ることを目的に開催。令和6年度よりこれまで三重県子ども・福祉部にて開催していたひきこもり連携調整会議と統合し、共催に至る。

第1回

日時： 令和6年9月25日（金） 13時30分～15時30分

場所： 県津庁舎大会議室

内容： 「三重県ひきこもり地域支援センターの事業概要について」
「三重県ひきこもり支援推進計画」の改訂等について
意見交換 「各市町の窓口における現状と課題」
「県との連携において今後、期待すること」

参加者： 37名

（市町ひきこもり相談窓口担当課 - 委託先含む -、保健所）

第2回（同内容で2か所開催）

日時： 令和7年3月5日（水） 13時30分～15時30分

場所： 県津庁舎大会議室

内容： 「第二期三重県ひきこもり支援推進計画（最終案）について」
「三重県ひきこもり地域支援センター取り組み報告」
意見交換 「SNSやEメール等による相談を支援にどのように活用しているのか」

参加者： 25名

（行政・医療・保健・福祉・労働・NPO等自立支援関係者等）

日時： 令和7年3月17日（月） 13時30分～15時30分

場所： 県伊勢庁舎401会議室

内容： 「第二期三重県ひきこもり支援推進計画（最終案）について」
「三重県ひきこもり地域支援センター取り組み報告」
意見交換 「SNSやEメール等による相談を支援にどのように活用しているのか」

参加者： 19名

（行政・医療・保健・福祉・労働・NPO等自立支援関係者等）

(5) 普及啓発

① ホームページによる情報発信

こころのケアガイドブックを作成し、ホームページに掲載した。

② メールマガジンによる情報発信

こころの健康センターメールマガジンにてひきこもりに関する情報発信を行った。

③ 三重県ひきこもり地域支援センターリーフレットの作成

三重県ひきこもり地域支援センターの取り組みを理解し、利用しやすいよう周知を行う目的で、リーフレットを作成し、関係機関等へ配布した。

8 自殺対策事業 (三重県自殺対策推進センター)

当県の自殺者数は、平成 10 年に 452 名と大幅に増加し、自殺対策の取り組みから、その後は減少し、令和 5 年の自殺者数は 263 名であり、令和 6 年は 253 名となっている。

(資料：厚生労働省「人口動態統計」)

三重県における自殺対策を地域社会全体で総合的かつ効果的に推進するため、平成 21 年 3 月に「三重県自殺対策行動計画」が策定され、さらに平成 24 年 8 月に見直された「自殺総合対策大綱」をふまえ、平成 25 年 3 月に「第 2 次三重県自殺対策行動計画」が策定された。その後平成 28 年 4 月に自殺対策基本法の改正、平成 29 年には自殺総合対策大綱が閣議決定されたことをふまえ、平成 30 年 3 月に第 3 次三重県自殺対策行動計画が策定された。さらに、令和 4 年 10 月に新たに自殺総合対策大綱が閣議決定されたことをふまえ、令和 5 年 3 月に第 4 次三重県自殺対策行動計画が策定された。

当センターでは、平成 23 年度に「三重県自殺対策情報センター」を設置。専任職員として「自殺対策情報センター支援員」(非常勤 1 名)を配置し、相談機能を強化した。

平成 30 年 3 月に三重県自殺対策推進センターへと名称が変更となった。令和 2 年 7 月より「自殺対策推進センター支援員」(会計年度職員 1 名)を追加し、相談機能を強化した。



三重県自殺対策ロゴマーク

(1) 自殺予防・自死遺族相談

① 自殺予防・自死遺族電話相談 1035 件

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和 2 年 7 月より週 1 回から週 5 回に拡充するとともにフリーダイヤル化を実施した。

② 自殺予防・自死遺族面接相談 38 件

来所相談の内訳

| | 本人 | 家族 | その他 | 自死遺族 | 合計 |
|------|----|----|-----|------|----|
| 面談件数 | 0 | 0 | 3 | 35 | 38 |

③ こころの健康相談統一ダイヤルへの参加

平成 20 年 9 月 10 日より、都道府県・政令指定都市が実施している「心の健康電話相談」等の公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定する「こころの健康相談統一ダイヤル」に、平成 26 年 11 月から参加している。全国どこからでも共通の電話番号に電話すれば、電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続される(ただし、対応するのは三重県自殺対策推進センター 自殺予防・自死遺族電話相談)。

(2) 講演会・研修会

① 相談窓口対応力向上研修

目的：三重県の自殺者数は300人前後で推移し、その対策が課題となっている。相談対応者が自殺や心の問題について理解し、自殺に傾く人の心理状態や自殺の危険度に配慮した対応を心がけ、必要な場合には、適切な相談機関へつなぐことができるよう、知識とスキルアップを目的に研修会を開催する。

日時：令和6年7月12日（金） 13:30～16:00

場所：三重県津庁舎 6階大会議室

講演：「相談対応のコツ コンコーダンス・スキル」

講師：宝塚市立病院 看護部

専門看護師 武藤 教志 氏

対象：市町・保健所の自殺対策担当者、司法分野・医療分野・保健福祉行政・生活安全・教育分野や民間団体等で相談を担当する者

参加者：85人

② 自死遺族支援者研修

目的：家族が自殺した後、残された遺族は心身ともに大きなダメージを受ける。悲嘆や自責の念、うつ症状など様々な心の反応がもたらされ、ときには周囲の自殺への理解不足から2次被害を受けることもある。自死遺族に関わる様々な分野の関係者が、自死遺族のおかれている現状と問題・課題、及び悲嘆から再生への過程についての理解を深め、支援者として望ましい対応や心がけについて学ぶことにより、支援者の資質向上を目指す。

日時：令和7年2月20日（木） 10:00～12:00

場所：オンライン研修（Zoom）

講演：「自死遺族支援の基本：支援者が知っておきたい心構えと関わり」

講師：一般社団法人 日本グリーフ専門士協会 代表理事 井手 敏郎氏

対象：市町・保健所の自殺対策担当者、司法分野・医療分野・保健福祉行政・労働分野・生活安全・教育分野や民間団体で相談を担当する者、消防関係者等

参加者：56人

③ 自殺未遂者支援研修会

目的：自殺対策において自殺未遂者の自殺再企図防止は最重要課題の一つである。自損行為により緊急搬送された者が再度自殺を企図することを防止することで、自殺者数の減少につなげるための地域における自殺未遂者支援体制の推進を図る目的で自殺未遂支援者研修を実施する。

日時：令和6年10月3日（木） 13:30～15:30

場所：三重県津庁舎 6階大会議室

講演：「自殺念慮・未遂者への対応と支援者のセルフケア」

講師：淑徳大学看護栄養学部看護学科 准教授 氏原 将奈氏

対 象：市町・保健所の自殺対策担当者、県内救急・精神科医療機関、保健福祉行政、警察、消防、教育分野、自殺未遂者対応に関係する職員
参加者：66人

④ 災害時こころのケア研修

目 的：三重県はいつ大規模な地震に見舞われてもおかしくない地域と言われている。令和6年1月の能登半島地震においては多くの支援者が現地で活動を行った。災害時に精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的なチームである災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動を通して、関係機関の方々がDPATの活動の概要やDPATと保健福祉部局との連携のポイント、災害時こころのケアについて学んでいただくことを目的とする。

日 時：令和7年1月16日（木） 13:30～15:30

場 所：勤労者福祉会館 講堂（津市栄町1丁目891番地）

講 演：「被災地における精神科医療支援 能登半島地震でのDPAT活動を通して」

講 師：三重県立こころの医療センター 副院長 芳野 浩樹氏

対 象：市町及び保健所、精神科病院、地域包括支援センター、社会福祉協議会、障がい者相談支援センター等、精神保健福祉分野の業務に従事している者
参加者：32人

（3） 普及啓発事業

① 自殺予防週間及び自殺対策強化月間における啓発活動

○ 鈴鹿医療科学大学（白子キャンパス）における啓発

日 時：令和6年9月10日（火）～9月16日（月）
令和7年3月1日（土）～3月31日（月）

場 所：鈴鹿医療科学大学

内 容：自殺予防週間におけるポスターの掲示及び啓発物品の配布 200部
自殺対策強化月間におけるポスターの掲示及び啓発物品の設置 200部

対 象：鈴鹿医療科学大学学生

○ 皇學館大学における啓発

日 時：令和6年9月10日（火）～9月16日（月）
令和7年3月1日（土）～3月31日（月）

場 所：皇學館大学

内 容：自殺予防週間におけるポスターの掲示
自殺対策強化月間におけるポスターの掲示及び啓発物品の設置 100部

対 象：皇學館大学学生

○ 三重大学における啓発

日 時：令和6年9月10日（火）～9月16日（月）
令和7年3月1日（土）～3月31日（月）

場 所：三重大学

内 容：自殺予防週間におけるポスターの掲示及び啓発物品の設置 100部
自殺対策強化月間におけるポスターの掲示及び啓発物品の設置 100部

対 象：三重大学学生

○ 四日市大学における啓発事業

日 時：令和6年9月10日（火）～9月16日（月）

令和7年3月1日（土）～3月31日（月）

場 所：四日市大学

内 容：自殺予防週間におけるポスターの掲示

自殺対策強化月間におけるポスターの掲示及び啓発物品の設置 250部

対 象：四日市大学学生

○ 旭美容専門学校における啓発

日 時：令和6年9月10日（火）～9月16日（月）

令和7年3月1日（土）～3月31日（月）

場 所：旭美容専門学校

内 容：自殺予防週間におけるポスターの掲示及び啓発物品の設置 200部

自殺対策強化月間におけるポスターの掲示及び啓発物品の設置 200部

対 象：旭美容専門学校学生

○ 伊勢理容美容専門学校における啓発

日 時：令和6年9月10日（火）～9月16日（月）

令和7年3月1日（土）～3月31日（月）

場 所：伊勢理容美容専門学校

内 容：自殺予防週間におけるポスターの掲示及び啓発物品の設置 200部

自殺対策強化月間におけるポスターの掲示及び啓発物品の設置 100部

対 象：伊勢理容美容専門学校学生

○ 津庁舎自殺予防普及啓発コーナー設置

日 時：令和6年9月2日（月）～9月13日（金） 津庁舎1階ロビー

令和7年3月17日（月）～3月27日（木） 津庁舎1階ロビー

場 所：三重県津庁舎ロビー及び津保健所棟1階（津保健所と合同設置）

内 容：自殺予防ポスター・のぼり・パンフレット・リーフレット・ポケット
ティッシュ等の展示及び配架

○ 県立図書館普及啓発コーナー設置

日 時：令和6年8月1日（木）～8月27日（火）

令和7年3月4日（火）～3月28日（金）

場 所：県立図書館ロビー（三重県医療保健部健康推進課と合同設置）

内 容：自殺予防のポスター・のぼり・パンフレット・リーフレット・ポケット
ティッシュ・関連図書等の展示及び配架

○ 当センター事業におけるパンフレットの配布・配架

② 自殺予防啓発用品の作成

- 自殺予防啓発用ポケットティッシュ（21,000個）、ふせん（800個）を作成した。

③ 自殺予防啓発用ポケットティッシュ及び自殺対策リーフレットの配布

- 自殺予防啓発用ポケットティッシュを各保健所に配布した。

④ 県民公開講座

目 的：令和4年の小中高生の自殺者数は514人で過去最多、令和5年は513人で2番目に多い自殺者数を記録している。小中高生の自殺の原因・動機には「家庭問題」が挙げられており、家庭での問題に悩んでいるケースが多いことが分かる。県民が家族関係を見直したり、子どもへの理解を深める機会とすることを目的とし、講演会を開催する。

日 時：令和6年12月1日（日） 13:30～15:30

場 所：三重県庁講堂

講 演：「青年期の家族問題について ～親子のやりとりから紐解く～」

講 師：名古屋大学大学院教育発達科学研究科

教授 狐塚 貴博 氏

対 象：県民

参加者：71人

⑤ その他の啓発、情報提供

- 自殺対策推進センターのホームページに研修会の案内や相談窓口の掲載、当センターやガーベラ会が開催する「わかちあいの会」の情報などを掲載、また自殺に関する統計情報の提供を行った。
- 自殺対策推進センターのホームページ上の自殺関係機関の相談窓口情報を更新し、相談窓口の周知を図った。
- こころの健康センターで発行するメールマガジンに自殺予防対策に関連する記事を掲載し、普及啓発に努めた。

(4) 自死遺族支援

自死遺族の集い（わかちあいの会）の開催

目 的：自死遺族の方が突然亡くなった大切な人に対する哀しみや深い思いを語り合える場として、わかちあいの会を開催した。

日 時：原則奇数月第4土曜日 13:30～15:30

場 所：こころの健康センター図書資料室

対 象：家族を自死で亡くされた方（自死された方の親・配偶者・兄弟姉妹・子ども）

参加者数：第1回 令和6年5月25日（土） 9名（うち新規1名）
第2回 令和6年7月27日（土） 3名（うち新規0名）
第3回 令和6年9月28日（土） 5名（うち新規0名）
第4回 令和6年11月23日（土） 2名（うち新規0名）
第5回 令和7年1月25日（土） 6名（うち新規0名）
第6回 令和7年3月22日（土） 4名（うち新規1名）

(5) 三重県内事業所における自殺予防事業

目的：自殺には多くの危険因子があり、飲酒はその中の重要な危険因子の1つである。一方、従業員が50人未満の事業所は、産業医の選任義務がなく、ストレスチェック実施についても努力義務となっている。したがって、そのような事業所の従業員に対して、飲酒を含めたメンタルヘルス上の課題への介入は、自殺予防対策上有効であると考え、アルコール障害の早期介入及び自殺予防を目指して、自殺予防対策プログラムを実施する。

対象：三重県内の従業員50人未満の事業所の従業員
(事業所単位での申し込み)

内容：「健康的に長くお酒と付き合う方法」
三重県こころの健康センター職員による講義とワーク

実施数：3事業所 52人

(6) その他関係機関との連携及び技術支援

① こころの健康づくりネットワーク会議

目的：市町と民間団体等が協力・連携し、きめ細やかで継続性のある支援づくりを行う。

日時：令和6年4月30日(火) 13:00~15:00

方法：津庁舎 6階大会議室

内容：保健所、市町及び民間団体によるネットワーク会議

- (1) 三重県の自殺の現状について
- (2) 令和6年度自殺対策強化補助金について
- (3) 三重県の自殺対策について
- (4) 情報交換

対象：市町及び保健所自殺対策担当者、関係民間団体

参加者：56人

② 保健所における地域自殺対策ネットワーク会議等への支援及び参加

- ・尾鷲保健所：尾鷲地域自殺対策ネットワーク会議(1回)
- ・熊野保健所：紀南地域精神保健福祉連絡会(1回)

③ 市町における地域自殺対策ネットワーク会議等への支援及び参加

- ・志摩市こころの健康づくり及び自殺ネットワーク会議(2回)
- ・津市自殺対策ネットワーク会議(1回)

(7) その他

① 市町からの市町自殺対策計画にかかる問い合わせや依頼事項等への対応(随時)

② 市町自殺対策計画にかかる確認シート及び自殺対策推進状況調査に基づく自殺対策推進状況の取りまとめ及びいのちを支える自殺対策推進センターへの報告

- ③ 地域自殺実態プロファイル2024更新版DVDの配布：
各市町、各保健所、三重県医療保健部健康推進課
- ④ いのち支える自殺対策推進センターからの情報の市町への提供（随時）

9 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会は「医療保護入院者の入院届及び入院期間更新届」、「措置入院決定報告書・診断書」及び「措置入院者の定期病状報告書」の審査並びに「精神科病院に入院中の者又はその家族等からの退院・処遇改善請求」の審査を実施している。ここの健康センターは事務局として精神医療審査会の運営・事務を行っている。

(1) 入院届等・定期病状報告の審査

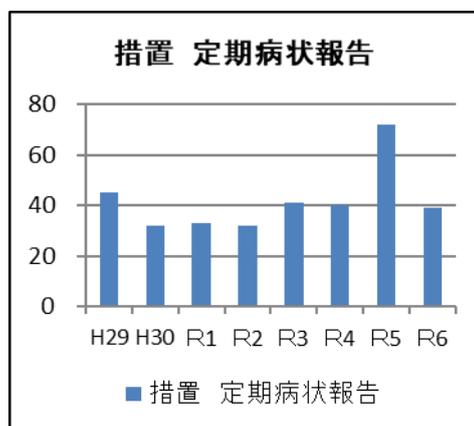
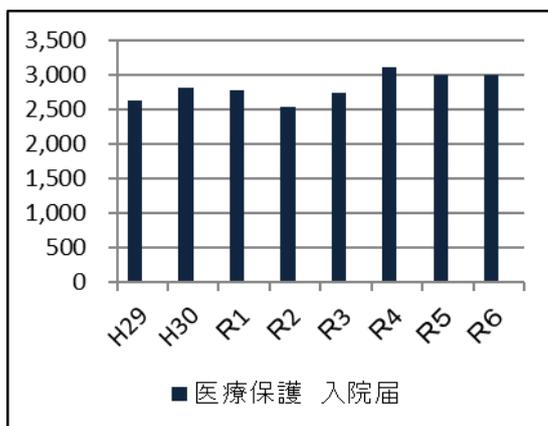
① 入院届等・定期病状報告の審査状況

| 医療保護入院者の入院届 | 医療保護入院者の入院期間更新届 | 措置入院決定報告書・診断書 | 措置入院者の定期病状報告書 | 計 | 審査結果 | | |
|-------------|-----------------|---------------|---------------|-------|-----------|-----------|-----------|
| | | | | | 現入院形態での継続 | 他の入院形態へ移行 | 入院継続の必要なし |
| 3,002 | 1,862 | 115 | 39 | 5,018 | 5,018 | 0 | 0 |

② 入院届等・定期病状報告の審査件数 年次推移

| 項目 \ 年度 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 医療保護入院者 入院届 | 2,637 | 2,808 | 2,776 | 2,528 | 2,733 | 3,114 | 2,997 | 3,002 |
| 結果：他の入院形態が適当 | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) |
| 医療保護入院者 入院期間更新届（※1） | — | — | — | — | — | — | — | 1,862 |
| 結果：他の入院形態が適当 | — | — | — | — | — | — | — | (0) |
| 措置入院決定報告書・ 診断書（※2） | — | — | — | — | — | — | — | 115 |
| 結果：他の入院形態が適当 | — | — | — | — | — | — | — | (0) |
| 措置入院者 定期病状報告書 | 45 | 32 | 33 | 32 | 41 | 40 | 72 | 39 |
| 結果：他の入院形態が適当 | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) |
| 計 | 4,085 | 4,325 | 4,248 | 3,983 | 4,307 | 4,744 | 4,561 | 5,018 |

※1※2：精神保健福祉法の改正に伴い令和6年7月から審査を実施。上記とは別に同改正に伴い廃止となった医療保護入院者の定期病状報告書148件の審査を行った。



令和6年度の審査件数は、医療保護入院者の入院届 3,002件、同入院期間更新届 1,862件、措置入院決定報告書・診断書 115件、措置入院者の定期病状報告書 39件、医療保護入院者の定期病状報告書（法改正により廃止） 148件であり、審査結果は全て「現在の入院形態が適当である」と判断された。

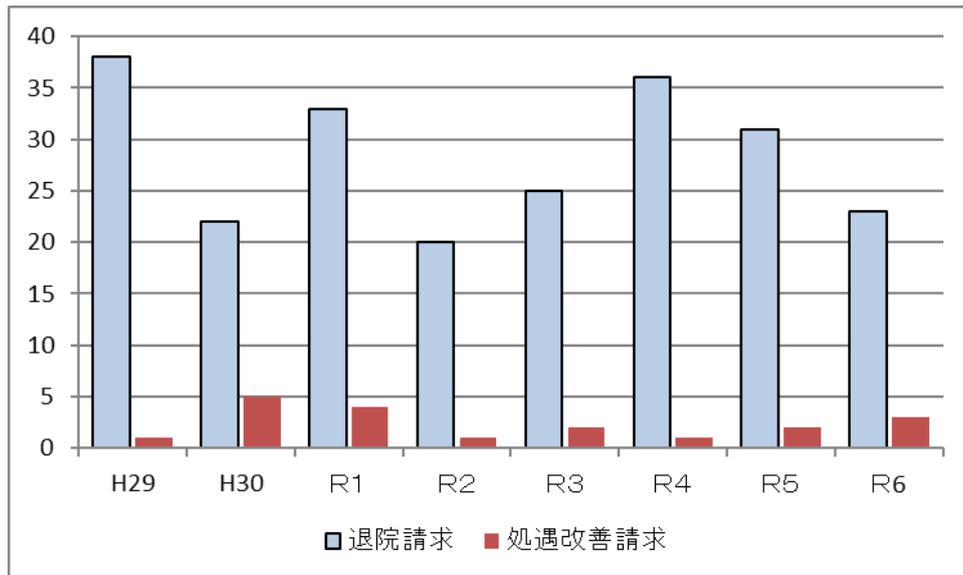
(2) 退院請求・処遇改善請求の審査

① 退院請求・処遇改善請求の審査状況

| 請求 件数 | 請求者 | 請求内容 | 請求 取下 件数 | 審査 件数 | 実地 調査 件数 | 書面 調査 件数 | 審査結果 |
|----------|-------------------------------|--------------|----------------|----------|----------------|----------------|--|
| 33 | 入院者本人 21件 代理人・家族 12件 | 退院請求 28件 | 5 | 23 | 22 | 1 | 現在の入院形態継続 19件 他の入院形態移行 4件 入院の継続は不適 0件 |
| | | 処遇改善請求 5件 | 2 | 3 | 3 | 0 | 現在の処遇は適当 1件 処遇は不適当 2件 |

② 退院請求・処遇改善請求の審査件数 年次推移

| 項目 \ 年度 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 退院請求 | 38 | 22 | 33 | 20 | 25 | 36 | 31 | 23 |
| 結果：入院・処遇が不適当 | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (1) | (0) |
| 処遇改善請求 | 1 | 5 | 4 | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 |
| 結果：入院・処遇が不適当 | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) | (2) |
| 計 | 39 | 27 | 37 | 21 | 27 | 37 | 33 | 26 |

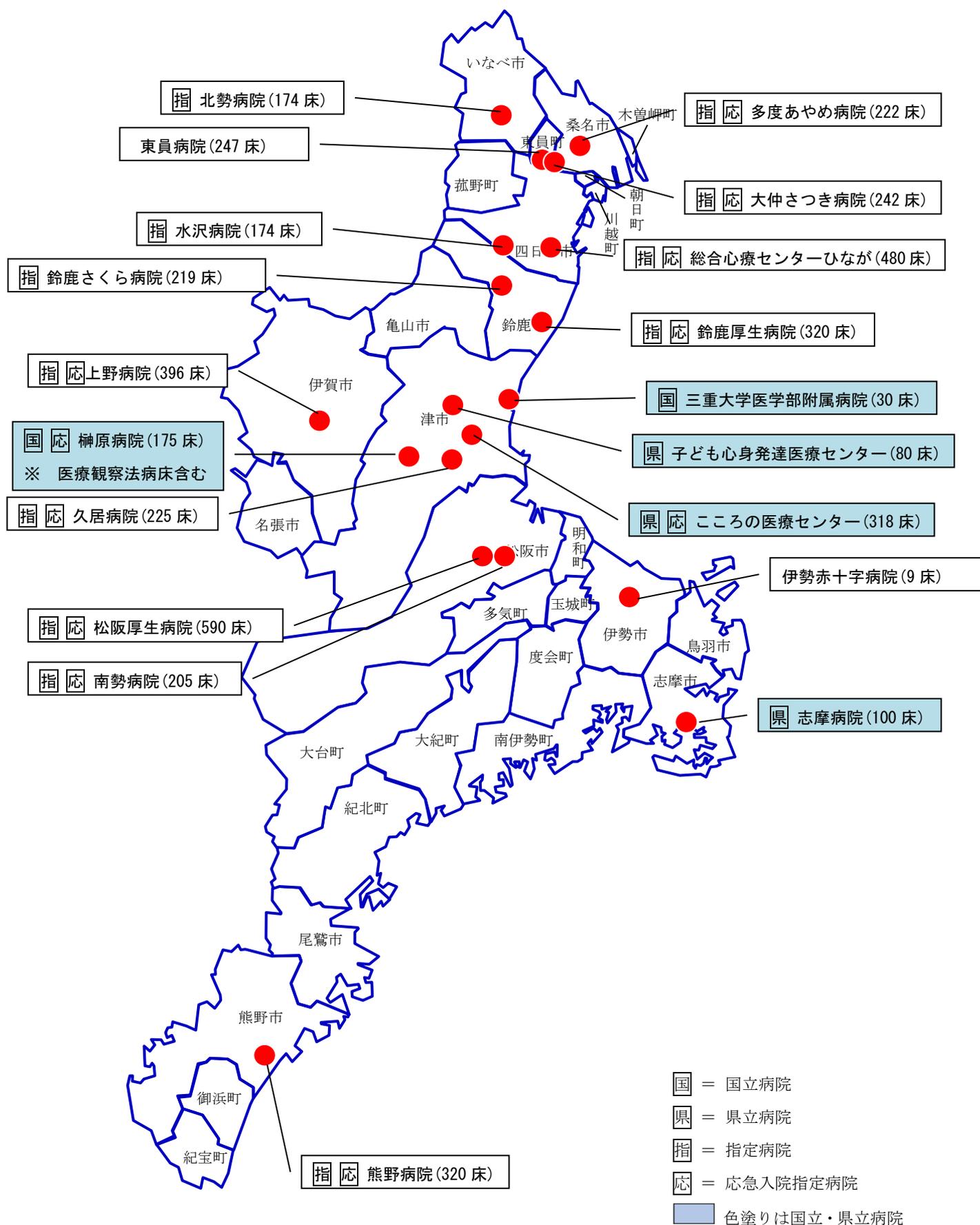


令和6年度の審査件数は26件、うち退院請求が23件、処遇改善請求は3件であった。

退院請求・処遇改善請求26件のうち25件で実地調査（意見聴取）を実施し、再請求の場合の書面による調査は1件だった。審査結果は、退院請求23件のうち、19件について「現在の入院形態継続が適当」と判断されたが、4件で「他の入院形態へ移行することが適当」との結果になった。また処遇改善請求3件のうち、1件は「処遇は適当」、2件で「処遇は適当でない」との結果になった。

(3) 参考資料

① 三重県の精神科病院一覧 (令和7年3月31日現在) 19病院・4,526床



② 精神科病床数の推移

| 年 度 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 三重県 | 4,839 | 4,829 | 4,826 | 4,818 | 4,804 | 4,786 |
| 全 国 | 351,188 | 349,321 | 348,121 | 346,715 | 344,047 | 342,194 |

| 年 度 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 三重県 | 4,786 | 4,784 | 4,781 | 4,732 | 4,715 | 4,658 |
| 全 国 | 339,780 | 338,174 | 336,282 | 326,564 | 328,182 | 327,369 |

| 年 度 | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 三重県 | 4,649 | 4,608 | 4,608 | 4,570 | 4,570 | 4,540 |
| 全 国 | 315,068 | 316,543 | 311,640 | 308,667 | 309,478 | 304,382 |

※ 三重県（H13～）は保護室含む（医療法上の精神病床数）

※ 全国：厚生労働省医療施設調査・精神保健福祉資料（6月30日調査）



③ 入院患者の状況（厚生労働省 精神保健福祉資料 6月30日調査から）

表1 入院患者数の推移（入院形態別）

| 入院形態 \ 年度 | H29 | H30 | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 措置入院 | 23 | 26 | 29 | 46 | 29 | 30 | 50 | 41 |
| 医療保護入院 | 2,066 | 2,117 | 2,169 | 1,807 | 2,202 | 2,263 | 2,280 | 2,227 |
| 任意入院 | 1,997 | 1,963 | 1,874 | 2,115 | 1,614 | 1,584 | 1,521 | 1,535 |
| その他 | 18 | 21 | 17 | 18 | 21 | 20 | 21 | 21 |
| 合 計 | 4,104 | 4,127 | 4,089 | 3,986 | 3,866 | 3,897 | 3,872 | 3,824 |

表2 入院患者数（年齢別）

| 年代 \ 年度 | H29 | H30 | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 20歳未満 | 60 | 62 | 68 | 67 | 68 | 75 | 91 | 87 |
| 20～39歳 | 312 | 294 | 260 | 251 | 238 | 252 | 253 | 261 |
| 40～64歳 | 1,520 | 1,496 | 1,431 | 1,393 | 1,334 | 1,352 | 1,345 | 1,266 |
| 65歳以上 | 2,212 | 2,275 | 2,330 | 2,275 | 2,226 | 2,218 | 2,183 | 2,208 |
| 合 計 | 4,104 | 4,127 | 4,089 | 3,986 | 3,866 | 3,897 | 3,872 | 3,822 |

表3 入院患者数（疾患別）

| 疾患 \ 年度 | H29 | H30 | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| F0 症状性を含む器質性精神障害 | 832 | 894 | 831 | 848 | 865 | 885 | 889 | 917 |
| F1 精神作用物質による精神及び行動の障害 | 106 | 105 | 106 | 96 | 88 | 96 | 102 | 92 |
| F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 | 2,485 | 2,433 | 2,446 | 2,362 | 2,254 | 2,208 | 2,208 | 2,120 |
| F3 気分（感情）障害 | 330 | 333 | 349 | 340 | 346 | 374 | 353 | 358 |
| F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 | 55 | 56 | 61 | 52 | 46 | 54 | 52 | 57 |
| F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群 | 9 | 12 | 22 | 9 | 11 | 11 | 7 | 12 |
| F6 成人の人格及び行動の障害 | 19 | 16 | 17 | 20 | 12 | 25 | 17 | 15 |
| F7 精神遅滞 | 109 | 100 | 118 | 109 | 105 | 120 | 98 | 107 |
| F8 心理的発達の障害 | 50 | 65 | 46 | 65 | 55 | 60 | 70 | 64 |
| F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害 | 29 | 33 | 33 | 37 | 36 | 34 | 25 | 37 |
| てんかん (F0に属さないものを計上) | 29 | 23 | 23 | 19 | 22 | 14 | 12 | 17 |
| その他 | 51 | 57 | 37 | 29 | 26 | 16 | 39 | 26 |
| 合 計 | 4,104 | 4,127 | 4,089 | 3,986 | 3,866 | 3,897 | 3,872 | 3,822 |

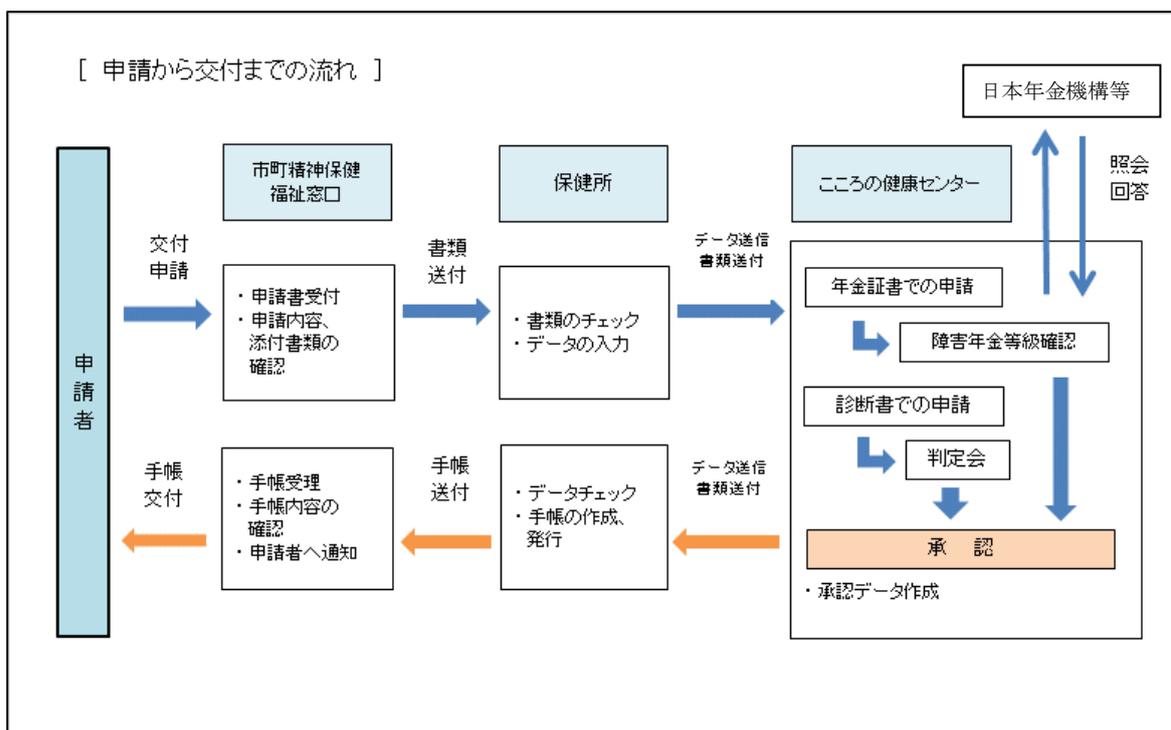
10 精神障害者保健福祉手帳交付の判定及び承認事務

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあることを認定して交付することにより、手帳の交付を受けた方に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の社会復帰や自立と社会参加の促進を図ることを目的に交付されている。

精神障害者保健福祉手帳の申請は、「診断書添付」によるものと「年金証書（写）添付」によるものの2種類がある。

「診断書添付」によるものは判定会で判定を行い、「年金証書（写）添付」によるものは日本年金機構中央年金センター等に障害年金受給の有無及び等級などを照会し、各々おおむね月2回の承認事務を行っている。

なお、「年金証書（写）添付」によるものについては、令和6年6月から、手帳交付に係る期間を短縮するため、マイナンバー制度を活用した受給状況照会を行っている。



(1) 令和6年度 交付状況

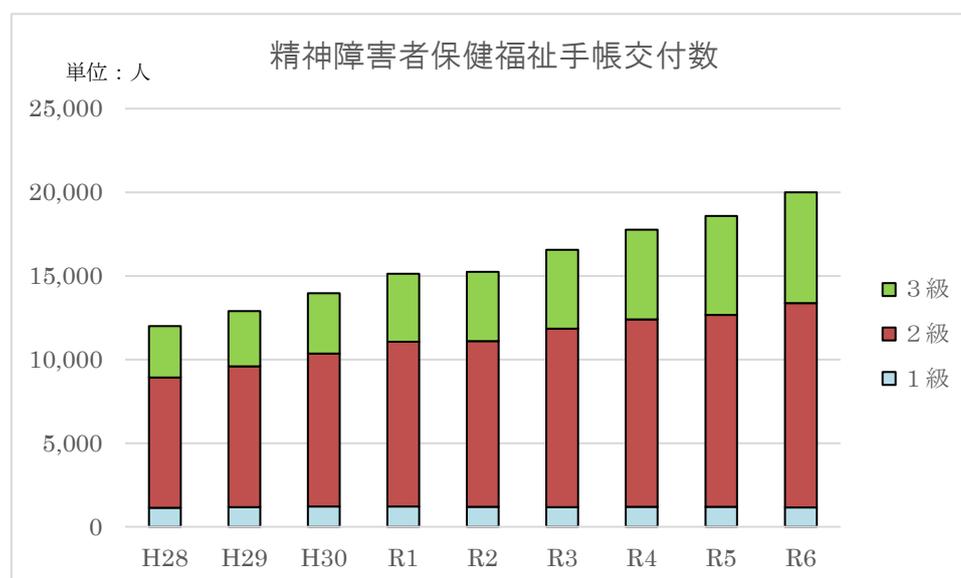
| | 診 断 書 | 年 金 証 書 | 合 計 |
|---------|-------|---------|--------|
| 交 付 者 数 | 6,215 | 4,232 | 10,447 |
| うち新規 | 1,901 | 268 | 2,169 |
| うち更新 | 4,314 | 3,964 | 8,278 |

令和6年度中の交付者数10,447件のうち、新規は2,169件で20.8%を占めている。交付者数は、新規及び更新ともに令和5年度から増加している（令和5年度：新規2,101件、更新8,087件、合計10,188件）。申請の方法の内訳は、診断書によるものが59.5%、年金証書によるものが40.5%であった。

(2) 手帳の所持者数（各年度末）

単位：人

| 年度 等級 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1 級 | 1,140 | 1,170 | 1,220 | 1,223 | 1,188 | 1,176 | 1,203 | 1,193 | 1,165 |
| 2 級 | 7,794 | 8,423 | 9,130 | 9,845 | 9,908 | 10,669 | 11,190 | 11,476 | 12,209 |
| 3 級 | 3,059 | 3,309 | 3,621 | 4,059 | 4,144 | 4,714 | 5,373 | 5,908 | 6,624 |
| 計 | 11,993 | 12,902 | 13,971 | 15,127 | 15,240 | 16,559 | 17,766 | 18,577 | 19,998 |
| 伸び率 | 107% | 108% | 108% | 108% | 101% | 109% | 107% | 105% | 108% |



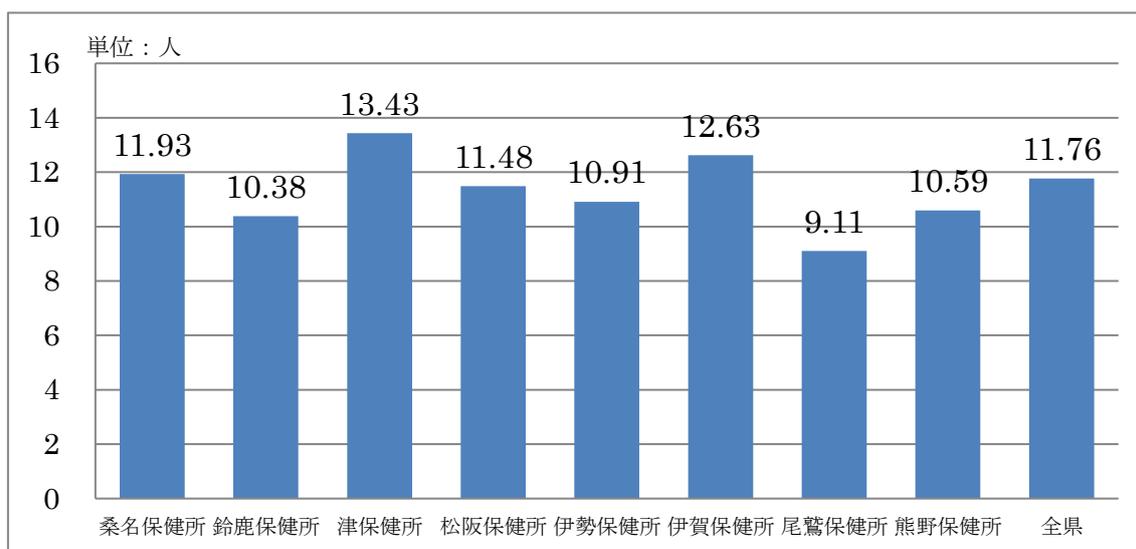
手帳の所有者数は、優遇制度の充実化に伴い、平成17年度まで対前年度比で2～3割の伸び率を示していた。近年は、一桁台に落ち着いているものの、増加傾向が続いている。

(3) 保健所別 手帳所持者数及び所持率 (令和7年3月末現在)

※ 管内人口は令和7年4月1日現在

| 等級 保健所名 | 1級 | 2級 | 3級 | 合計 | 対千人当たり 所持率 ※ |
|------------|-------|--------|-------|--------|-----------------|
| 桑名保健所 | 469 | 4,264 | 2,133 | 6,866 | 10.95% |
| 鈴鹿保健所 | 139 | 1,402 | 944 | 2,485 | 9.55% |
| 津保健所 | 221 | 2,198 | 1,142 | 3,561 | 12.53% |
| 松阪保健所 | 91 | 1,325 | 825 | 2,241 | 10.46% |
| 伊勢保健所 | 99 | 1,396 | 812 | 2,307 | 9.95% |
| 伊賀保健所 | 117 | 1,228 | 614 | 1,959 | 11.64% |
| 尾鷲保健所 | 10 | 168 | 70 | 248 | 8.68% |
| 熊野保健所 | 19 | 228 | 84 | 331 | 9.73% |
| 全 県 | 1,165 | 12,209 | 6,624 | 19,998 | 10.82% |

対千人当たり所持率 (令和7年3月現在)



1 1 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定の判定事務

平成14年度から精神通院医療費公費負担制度の「判定事務」及び「承認事務」を行っていたが、平成18年度に同制度が「障害者自立支援法」に移行されたことにもない、平成22年度に診断書の内容審査等の「判定事務」はセンターで行い、受給者証の発行等の「承認事務」は各保健所で行うことに整理された。

なお、平成25年度に「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に移行されている。

この制度は、精神障がい者の社会復帰の早期実現をめざし、精神障がい者が病院等で適正医療を受けやすくするために、医療費の90%に相当する額を保険給付とあわせて公費で負担する制度である。

(1) 受給者証認定申請件数（令和6年度）

単位：件数

| 申請件数 | 承認件数 | | 不承認 | 取下げ | 保留 | |
|--------|--------|----|--------|-----|----|-----|
| | | | | | | |
| 21,064 | 20,840 | 新規 | 4,767 | 5 | 24 | 195 |
| | | 更新 | 16,073 | | | |

注) 承認件数には、前年度に保留となり承認された件数を含む。

(2) 受給者証所持者数（年度別）

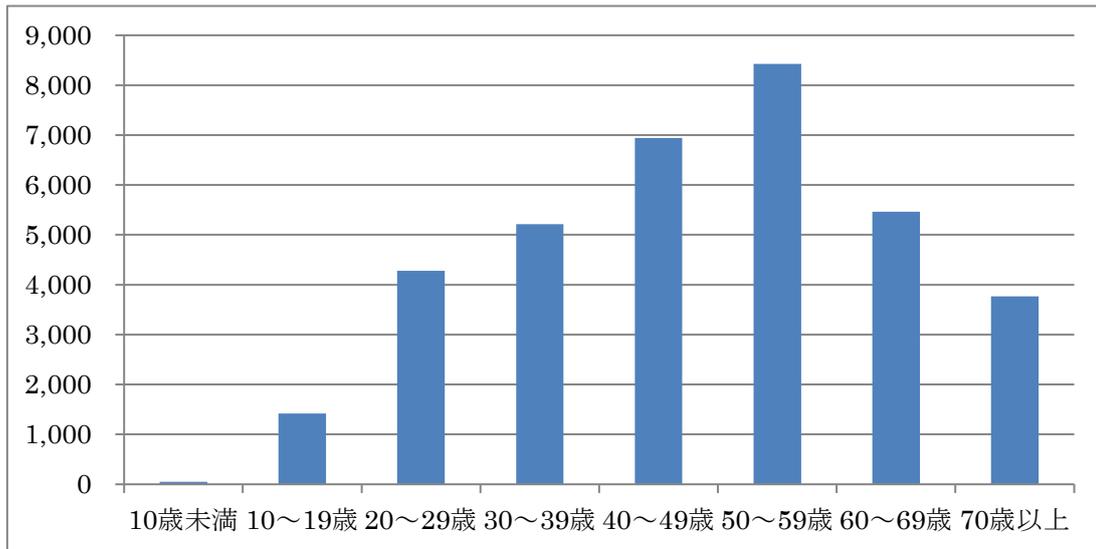
単位：人

| 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 所持者数 | 26,972 | 27,883 | 28,866 | 30,263 | 32,963 | 32,437 | 33,730 | 34,202 | 35,567 |
| 対前年度 伸び率 | 1.04 | 1.03 | 1.04 | 1.05 | 1.09 | 0.98 | 1.04 | 1.02 | 1.04 |

(3) 受給者証所持者数（年齢別）

単位：人

| 10歳 未満 | 10～19 歳 | 20～29 歳 | 30～39 歳 | 40～49 歳 | 50～59 歳 | 60～69 歳 | 70歳 以上 | 計 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|--------|
| 48 | 1,420 | 4,282 | 5,214 | 6,940 | 8,429 | 5,466 | 3,768 | 35,567 |



（４）受給者証所持者数（疾患別）

| 疾患名 | | | 人数 | 割合 |
|-----|--------------------------|-------|--------|--------|
| 1 | 器質性精神障害 | (F0) | 1,094 | 3.1% |
| 2 | 精神作用物質使用による精神及び行動の障害 | (F1) | 500 | 1.4% |
| 3 | 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 | (F2) | 7,646 | 21.5% |
| 4 | 気分障害 | (F3) | 15,164 | 42.6% |
| 5 | 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 | (F4) | 3,911 | 11.0% |
| 6 | 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症状 | (F5) | 132 | 0.4% |
| 7 | 成人の人格及び行動の障害 | (F6) | 151 | 0.4% |
| 8 | 精神遅滞 | (F7) | 792 | 2.2% |
| 9 | 心理的発達の障害 | (F8) | 2,394 | 6.7% |
| 10 | 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 | (F9) | 1,403 | 4.0% |
| 11 | てんかん | (G40) | 2,340 | 6.6% |
| 12 | 分類不明 | | 40 | 0.1% |
| 合計 | | | 35,567 | 100.0% |

（５）受給者証所持者数及び所持率（保健所別）（令和7年3月末現在）

| 保健所名 | 令和6年度 | 管内人口 | 千人あたり所持率 |
|-------|--------|-----------|----------|
| 桑名保健所 | 12,916 | 575,479 | 22.44 ‰ |
| 鈴鹿保健所 | 4,855 | 239,454 | 20.28 ‰ |
| 津保健所 | 5,390 | 265,115 | 22.37 ‰ |
| 松阪保健所 | 3,649 | 195,135 | 18.70 ‰ |
| 伊勢保健所 | 3,602 | 211,377 | 17.04 ‰ |
| 伊賀保健所 | 3,673 | 155,168 | 23.67 ‰ |
| 尾鷲保健所 | 436 | 27,231 | 16.01 ‰ |
| 熊野保健所 | 506 | 31,248 | 16.19 ‰ |
| 全 県 | 35,567 | 1,700,207 | 20.92 ‰ |

※ 管内人口は三重県ホームページ・みえDATABOXから令和7年4月1日現在データより算出

1.2 その他

(1) 心神喪失者等医療観察法関連

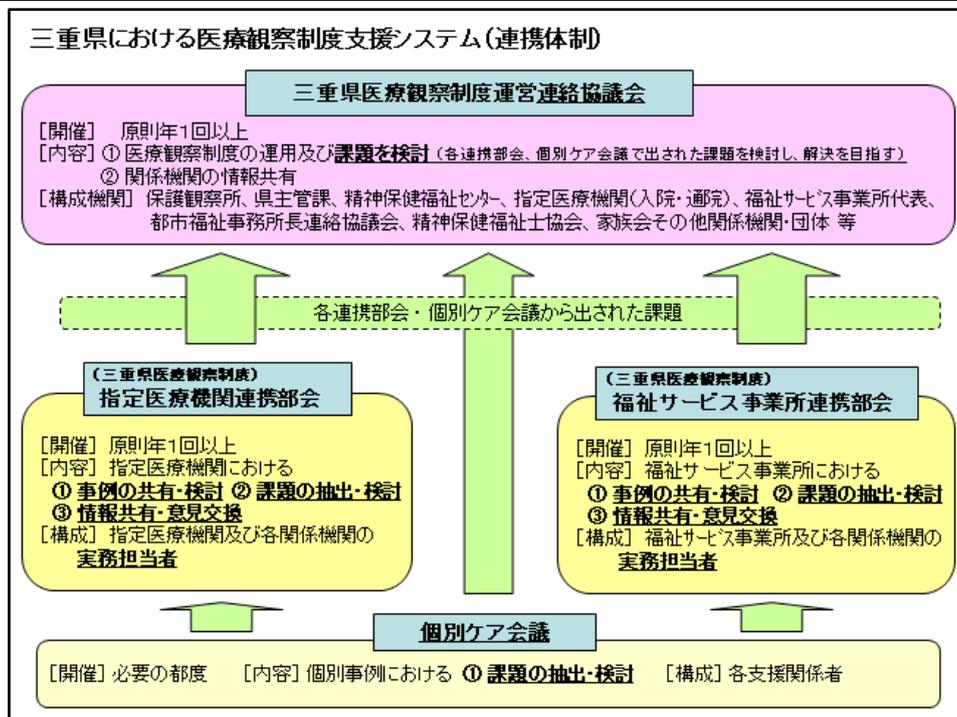
「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（心神喪失者等医療観察法）」は平成15年7月に成立・公布され、平成17年7月に施行された。

同法では、保護観察所が対象者の処遇のコーディネーター役を果たすこととされている。対象者ごとに地域での医療や援助に携わるスタッフによる「地域処遇検討会議」「ケア会議」が開催され、情報の共有や処遇方針の統一を図っている。

【支援状況】

当センターでは、対象者の退院後の地域生活に向けた「地域処遇検討会議」及び「ケア会議」に参加し、各地域機関へ技術支援を行っている。また「三重県医療観察制度運営連絡協議会」「三重県医療観察制度指定医療機関連携部会及び福祉サービス事業所連携部会」等の開催は、三重県医療保健部健康推進課精神保健班及び津保護観察所と協力して運営を行っている。

| 内 容 | 回数 |
|----------------------|----|
| 「地域処遇検討会議」「ケア会議」への参加 | 2回 |
| 連絡協議会・部会等への参加 | 3回 |



(2) 地域障害者自立支援協議会（精神部会・地域移行部会等）への運営支援

三重県精神障がい者地域移行・地域定着支援事業は、平成15年度からモデル事業としてスタートした。平成18年度からは、県内全圏域を対象に相談支援事業所等への委託事業として実施され、各圏域単位で「地域移行支援協議会」が開催された。

その後の制度改正により地域移行支援協議会は廃止されたが、地域支援ネットワークの場合は、各圏域・市町障害者自立支援協議会の「精神部会」「地域移行部会」等に引き継がれ、主に障がい者（総合）相談支援センターなどが中心となって開催されている。

【支援状況】

当センターでは、地域づくり（地域支援ネットワークの整備）の視点から、各地域の課題抽出や課題解決に向けた協議を支援するため、「精神部会」「地域移行部会」等に参加している。

| 内 容 | 参加・支援回数 |
|---------------------|---------|
| 「精神部会」「地域移行部会」等への参加 | 13回 |

(3) 三重県障害者自立支援協議会への参加

平成18年度の障害者自立支援法施行により、県・圏域・市町の各単位で障害者自立支援協議会が開催されることになった。県障害者自立支援協議会の事務局は「県障がい福祉課・健康推進課・こころの健康センター」となっている。

県障害者自立支援協議会には、「運営会議」のほか、「基幹相談支援センター等会議」「地域移行課題検討部会」「人材育成検討部会」等が位置付けられており、相談支援体制強化および自立支援協議会の活性化に向けたシステムづくりに取り組んでいる。

【支援状況】

当センターでは、精神障がい者支援・地域支援ネットワーク（地域づくり）・支援者への人材育成の視点から、県障害者自立支援協議会に参加している。

| 内 容 | 参加・支援回数 |
|-----------------------|---------|
| 県障害者自立支援協議会・運営会議等への参加 | 2回 |

Ⅲ 資料集

1 メールマガジン（第 52 号・第 53 号・第 54 号）

第 52 号 令和 6 年 6 月発行

第 53 号 令和 6 年 9 月発行

第 54 号 令和 7 年 2 月発行

三重県こころの健康センターです。初夏の風を感じる季節となりました。

第52号は、三重 DPAT 研修報告、こころの健康センターの事業、精神保健福祉法改正についてお伝えします。

三重 DPAT 研修を開催しました。

皆様、DPAT について、ご存じでしょうか？

DPAT とは、Disaster Psychiatric Assistance Team(災害派遣精神医療チーム)の略で、災害時の精神保健医療ニーズに対応することを目的とした専門的な研修・訓練を受けたチームのことです。DPAT 1隊につき、基本的に精神科医師、看護師、業務調整員を含む数名で構成されます。直近では、能登半島地震の発生に伴い、令和6年1月5日～令和6年2月8日まで、三重 DPAT 隊として活動しています。

この研修は平成 27 年度に災害時こころの研修として始まりました。新規隊員の養成及び登録隊員の継続的な技能維持を目的に平成 28 年度から現在の名称で年1回開催しております。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一時オンライン形式で行いましたが、令和4年度より座学を中心とした動画学習と演習を中心とした集合研修を組み合わせた形で行っています。

令和5年度三重 DPAT 研修を令和6年3月17日(日)に開催しました。研修には県内12の精神科病院の医師、看護師、薬剤師、作業療法士、精神保健福祉士、事務職員など58名。聴講として、県内4か所の保健所及び市町の保健師7名。県外の医療機関からの見学者1名を含む、計66名が参加されました。

研修は DPAT 先遣隊病院の三重県立こころの医療センター、独立行政法人国立病院機構 榊原病院の皆様を中心に、社会医療法人居仁会 総合心療センターひなが、医療法人 久居病院、独立行政法人国立病院機構 さいがた医療センター、DPAT 事務局から福生泰久先生をお招きし、総勢23名の講師・ファシリテーターで研修を行いました。

研修の導入では、三重県立こころの医療センター副院長 芳野 浩樹先生から能登半島地震における三重 DPAT 活動のご報告いただきました。その後は、実災害の発生を想定し、必要な手順や平時の備えに向けた様々な演習を終日、実施しました。

この研修は、三重 DPAT 統括者、DPAT 事務局インストラクター、DPAT 先遣隊病院、県担当者を中心に研修内容を企画し、講師・ファシリテーターが打ち合わせを重ね、多くの関係者の皆様のご協力により、開催しています。この場を借り、改めて御礼申し上げます。

令和6年度も関係者の皆様との協議を経て、開催を予定しています。



* 研修中の様子です

こころの健康センターの事業を紹介します。

こころの健康センターは、こころの健康づくりや精神障がい者の社会参加の促進など、精神保健福祉活動を支援する機関として様々な事業を行っています。

企画・立案

精神保健福祉活動を推進するため、専門的な立場から様々な提案を行っています。

技術指導 技術支援

保健所、市町および関係機関に対し、精神保健福祉連絡会・事例検討会への参加など、専門的な立場から技術指導・技術支援を行っています。

教育研修

保健所、市町、相談支援事業所等の関係機関の職員を対象に、精神保健福祉についての専門的な教育研修を行っています。

普及啓発

こころの健康や精神保健福祉の正しい知識を広めるために、パンフレットやホームページにより情報提供を行っています。

組織育成

家族会、当事者会、精神保健福祉ボランティア等の活動を支援しています。

調査研究

精神保健福祉に関する調査研究、関係機関に必要な情報の収集・提供を行っています。

精神保健福祉 手帳の交付判定 自立支援医療 (精神通院医療) の判定

精神障害者保健福祉手帳の交付判定、自立支援医療（精神通院医療）の判定を行っています。

精神医療 審査会の事務

精神障がい者の人権に配慮し、入院の要否および入院患者の処遇の適否に関する精神医療審査会の事務を行っています。

依存症 対策

関係機関のネットワーク強化や人材育成のための研修、依存症対策の情報収集・発信等を行っています。また、電話や面接による個別相談や家族教室やギャンブル障害集団プログラムを開催しています。

ひきこもり 対策

三重県ひきこもり地域支援センター

H25. 4. 1 に、こころの健康センター内に「三重県ひきこもり地域支援センター」を開設しました。関係機関のネットワーク強化や人材育成のための研修、ひきこもり支援の情報収集・発信を行っています。また、電話や面接による個別相談や多職種連携チームによる訪問や家族の集まりの場（虹の会）や家族教室を開催しています。

自殺対策

三重県自殺対策推進センター

H23. 4. 1 にこころの健康センター内に「三重県自殺対策情報センター」を開設しました。H30. 3. 30 より「三重県自殺対策推進センター」に名称を変更し、関係機関のネットワーク強化や人材育成のための研修、自殺対策の情報収集・発信等を行っています。また、電話や面接による個別相談や自死遺族の集い（わかちあいの会）を開催しています。



ひきこもり、依存症、自殺予防関連等に関して、電話相談、来所相談（予約制）、精神科医師による面接相談（予約制）を行っております。詳しくは[センターホームページ](#)をご覧ください。

令和6年4月から改正精神保健福祉法が施行されました。

「精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）」は、精神障がい者の人権を擁護し、適切に保健・福祉・医療が行われるために定められた法律です。この法律が一部改正されました。（令和4年12月16日交付、令和6年4月1日施行。一部令和5年4月1日施行。）

主な改正点は…

- ・都道府県や市町村の精神保健に関する相談支援について、精神障がい者のほか「精神保健に課題を抱える者」も対象となりました。
- ・医療保護入院制度が見直されました。
 - ① 医療保護入院の同意者である「家族等」について、本人に対して虐待・DVを行った者は除外されることとなりました。
 - ② 入院期間が定められました。
 - ③ 家族等が入院の同意・不同意の意思表示をしない場合に市町村長同意による入院が可能となりました。
- ・虐待防止に向けた取り組みとして、精神科病院における虐待防止措置の義務化および虐待を発見した者から都道府県等への通報が義務化されました。
- ・入院者訪問支援事業が創設されました。

このたびの改正により、精神障がい者の権利擁護を図ることが明確化され、より一層の人権の擁護や適切な治療、地域生活支援の体制整備が推進されていくこととなります。

開催予定のイベント



ひきこもり家族教室 ・ 依存症問題家族教室

ひきこもり当事者の家族、依存症当事者の家族を対象とした家族教室をそれぞれ開催します。

詳しくは[センターホームページ](#)をご覧ください。



発行：三重県こころの健康センター

〒514-8567 津市桜橋 3-446-34 三重県津庁舎保健所棟 2階

TEL: 059-223-5241(代) FAX: 059-223-5242

URL: <http://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/>



サポートします！
こころの健康

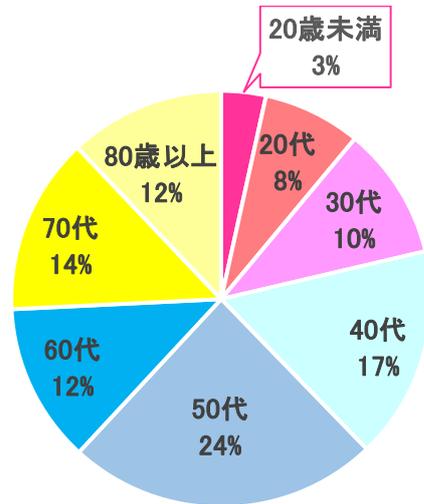
三重県こころの健康センターです。第53号は「自殺予防週間」「依存症」についてお伝えします。

残暑が続きますが、体調を崩されることのないよう気をつけてお過ごしください。

9月10日～16日は自殺予防週間です

令和5年 三重県の年齢階級別自殺者割合(%)

自殺予防週間とは、自殺や精神疾患についての正しい知識を普及し、これらに対する偏見をなくすとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法について国民の理解の促進を図ることを目的とするものです。例年、9月10日～9月16日までとしています。



※厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地)より

三重県においても、令和5年は291人^{*}の方が亡くなられています。働き盛りの中高年(30～60歳代)が全体の約6割を占めています。自殺の多くは「健康問題」や「経済・生活問題」等の様々な要因が連鎖しています。

大切な命を守ることを広く県民の皆さんに呼びかけるため、各庁舎、県立図書館、大学等で自殺予防週間の啓発活動を行います。



『いつもと違う様子』は、こころの病気の初期サイン！

こころの病気は誰にでも起こります。こころの病気にかかったとしても、多くの場合は治療により回復し、社会の中で安定した生活を送ることができるようになります。

こころの病気になるときは、多くの場合、少しずつ病気のサインが出ているものです。

眠れない、食欲がない、イライラする、不安になるなど「いつもと違う様子」が2週間以上続いている方は、こころの病気の初期サインかもしれません。

今抱えている悩みを「**困ったなぁ…どうしよう…**」と放置してしまわずに、早めに身近な人や相談機関に話してみましよう。

ひとりで抱え込まず、相談してみませんか？

○自殺予防 自死遺族電話相談

月～金曜日 午後1時～午後4時 *祝日、年末年始を除く

フリーダイヤル 0120-01-7823 (三重県内のみ)・電話 059-253-7823

○自殺予防休日・夜間電話相談

月～金曜日 16時～24時、土日祝日・年末年始 9時～24時

ナビダイヤル 0570-064-556



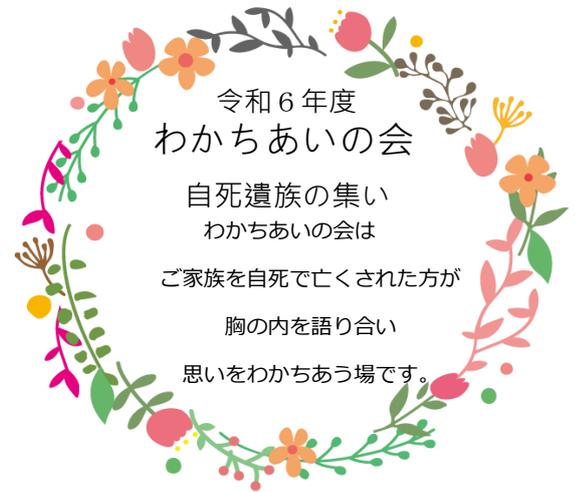
わかちあいの会について

自死でご家族を亡くされた方で集まり、突然亡くなった大切な方への悲しみや深い思いを語り合う場『自死遺族の集い(わかちあいの会)』を開催しています。同じ思いをした方々と安心して語り、聴くことで、思いを共感することができます。秘密厳守、無理に話さなくてもかまいません。

- ・開催日時:原則奇数月の第4土曜日 13時30分～15時30分
 - ・参加費:無料
 - ・参加ご希望の方はお問い合わせください。
- ※なお、台風や感染症等の事情により開催を見合わせる場合もありますので、当センターホームページをご確認ください。

その他、三重県内には、自死遺族サポート『ひだまりの会』のわかちあいの会もあります。
詳しくはこちらからご参照いただけます。

⇒ mie-hidamari.amebaownd.com



依存症について

依存症は薬物だけでなく、アルコールやギャンブルと多岐にわたっており、それらに関連する法律が施行されています。また、各計画が策定され取り組みを行っています。その中で、関係機関が連携し、依存症についての社会全体の関心と理解を深めるとともに、当事者や家族を早期に適切な治療や支援につなげていくことが重要とされています。そのために、依存症問題を抱える当事者・家族等を、地域のネットワークで支えられるよう、地域の関係機関が情報交換、情報共有を行うことで、地域の実情に応じた連携強化を図り、依存症問題に総合的に対応できる支援体制の構築を目指すため、年1回 NPO 法人三重ダルクとの協働で三重県の北勢地域、中勢地域、南勢志摩地域、伊賀地域、東紀州地域の5地域で依存症ネットワーク会議を開催しています。

昨年度まではハイブリット形式でしたが、今年度は5年ぶりに対面形式で実施しました。東紀州地域、伊賀地域は開催済みで、今後は北勢地域、中勢地域、南勢志摩地域を予定しています。

ギャンブル集団プログラムについて

当センターでは、ギャンブル等の問題で悩んでいるご本人を対象に、集団プログラムを実施しています。内容は主に、島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム: SAT-G (Shimane Addiction recovery Training program for Gambling disorder) を用います。専用のワークブックを用いて、読み合わせと課題・ワークを行います。

当事者が、自分自身の目標を定めたいうえで、ギャンブルから離れた生活を取り戻すために必要な知識を学び、再開のサイン、引き金、それを避ける工夫、再開してしまった時の対処など悩みを持つ仲間と一緒に探しています。



- 開催日時 :原則として第3土曜日 14:00～16:00 ※日程を変更することもあります。
- お申し込み・お問い合わせ先 :三重県こころの健康センター 技術指導課

TEL 059-223-5243

こころの健康センターでは、
令和5年1月にギャンブル等
依存症についてのリーフレット
を作成しましたのでご活用くだ
さい。



三重県

ギャンブルの 問題で困って いませんか

三重県こころの健康センター

ギャンブル等依存症とは

ギャンブル等依存症とは?

不安や緊張を和らげたり、嫌なことを忘れたい
するために、特定の行為を繰り返しているうち
に、行動をコントロールする機能が低下し、自
分の意思ではやめられない状態になってしま
います。この状態を「依存症」といいます。

ギャンブル等依存症は、ギャンブル等のやり
込み、わかっているのにやめられない「病状」で
す。「意志が強い」「努力が足りない」ためにギ
ャンブル等依存症になるわけではありません。

ギャンブル等依存症の特徴

- 借金** 借金をしてでもギャンブルを続ける
- 深い** 負けた分をギャンブルで
取り返そうとする
- 騙** ギャンブルをしたこと、
借金を返すために嘘をつく

ギャンブル等依存症からの 回復のために

ギャンブル等依存症から回復することは可能です。
ギャンブルに振り回されない生活のために、以下の
方法が有効です。

- 本人、家族だけで抱え込まず、相談できること
（行政・医療機関・回復施設・自助グループなど）
を利用する。
- ギャンブルがあなたの人生に、どんな影響を与え
てきたかを振り返る。
- 健康、借金、生活、人間関係などの問題を考える。
- ギャンブル行動の再発の兆候に注意し、ギャン
ブルをしなくなってもせめて遅くする方法を見つ
け、実行する。

支援機関

**専門
医療機関**

依存症の専門治療を
行うことができます。

**公的な
相談機関**

三重県こころの健康センター
（精神保健福祉センター）、
保健所などで、電話・面談に
よる個別相談ができます。

**民間回復
支援機関**

自助グループ

依存症本人または家族同士が体験を共有しながら、
回復に向けて支え合っていくグループです。仲間の
存在が回復を支えます。

ご家族や身近な方へ

**依存症は本人が
気づきにくい
病状です。**

依存症であることを本人
が認めなくても、支援機
関への相談を勧めたく
さい。家族が同行するこ
とも有効です。

**家族だけの解決するのは
難しい病状です。**

借金や嘘などの問題を感じ
たら、支援機関に相談
しましょう。

**家族からの
相談も
できます**

家族が正しい対応法を学ぶ
ことは、本人の回復を助ける
うえで重要です。例えば、家
族が金銭の提供や借金の目
代わりをすると、多くの場合
問題が深刻化します。

**治療には
家族や友人の
支えが
重要です**

家族が正しい対応法を学ぶ
ことは、本人の回復を助ける
うえで重要です。例えば、家
族が金銭の提供や借金の目
代わりをすると、多くの場合
問題が深刻化します。

**依存症による問題で、家
族も疲弊しがちです。**

家族向けの自助グループ
もあります。

**家族自身への
支援も
重要です**

こんなことはありませんか？

ギャンブル等依存症の 簡易チェック

- ギャンブル等で負けた時、負けた
分を取り戻すために、またギャン
ブルをしたことがある。
- 自分にギャンブル等の問題がある
と思ったことがあるか、その問題
を人から指摘されたことがある。
- お金の使い方について、同居し
ていた人と口論になった原因が、
主に自分のギャンブル等だった
ことがある。
- 誰かからお金を借りたのに、ギ
ャンブル等のために返せなくなった
ことがある。
- ギャンブル等のためか、ギャン
ブル等による借金を返すために、下
記のいずれかからお金を借りたこ
とがある。
（家計、サラ金・借金、銀行・ローン会社）

上記の質問で
当てはまる方は、
ギャンブル
問題について、
**支援が必要な
可能性があります。**

2項目以上

【日本問題300相談センター】
三重県こころの健康センター
〒514-8567 津市桜橋3-446-34 三重県津市保健所棟2階
TEL:059-223-5241(代) FAX:059-223-5242
URL: <http://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/>

令和5年1月発行

三重県内の ギャンブル等依存症に関する 相談・医療機関

| 名称 | 電話 | |
|-------------------------|---|--------------|
| 精神保健福祉センター | 三重県こころの健康センター 毎週水曜日 13:00～15:00 059-253-7826 | |
| 保健所 | 桑名保健所 | 0594-24-3620 |
| | 四日市市保健所 | 059-352-0596 |
| | 鈴鹿保健所 | 059-382-9673 |
| | 津保健所 | 059-223-5057 |
| | 松阪保健所 | 0598-50-0532 |
| ギャンブル等 依存症 治療拠点機関 | 伊勢保健所 | 0596-27-5148 |
| | 伊賀保健所 | 0595-24-8076 |
| | 尾鷲保健所 | 0597-23-3428 |
| | 熊野保健所 | 0597-89-6115 |
| ギャンブル等 依存症 専門医療機関 | 三重県立こころの 医療センター (津市) | 059-235-2125 |
| 民間回復支援 機関 | 国立病院機構 神原病院 (津市) | 059-252-0211 |
| | 松阪厚生病院 (松阪市) | 0598-29-1311 |
| | 南勢病院 (松阪市) | 0598-29-1721 |
| | NPO法人 三重グルク | 059-222-7510 |

こころのケアガイドブック▶
<https://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/3664201803.htm>
（最新情報を掲載しています。）

開催予定のイベント

※詳細は[センターホームページ](#)をご覧ください。

令和6年度 自殺未遂者支援研修会

「自殺念慮・未遂者への対応と支援者のセルフケア」

令和6年10月3日(木)13:30～15:30 県津庁舎6階 大会議室

講師 淑徳大学 看護栄養学部 看護学科

准教授/博士(医学) 氏原 将奈 氏

発行:三重県こころの健康センター

〒514-8567 津市桜橋 3-446-34 三重県津市保健所棟 2階

TEL:059-223-5241(代) FAX:059-223-5242

URL: <http://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/>



センターだより こころの健康 第54号

令和7年2月発行

三重県こころの健康センターです。

第54号は、「ひきこもり支援」「依存症専門相談」「自殺対策強化月間」についてお伝えします。

ひきこもり支援について

平成25年から、三重県こころの健康センター内に「三重県ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもり当事者や家族への支援を行っています。当センターでは、相談支援をはじめ、家族に正しい知識や対応方法等について学んでいただくための家族教室や、様々な分野で支援に携わっている方々を対象とした研修会、支援機関同士のネットワーク会議等を開催しています。

今号では、当センターで実施している「ひきこもりメール相談」と「ひきこもり家族教室」についてご紹介します。

ひきこもりメール相談

令和6年8月から、ひきこもり当事者・家族への来所相談、電話相談に加え、メール相談を実施しています。メール相談は、相談の電話が掛けにくいという方や、お仕事またはご家庭の事情により、窓口が開いている時間内に電話を掛けることや来所することが難しいという方を対象として開設したものです。

メール相談を始めてから半年ほどになりますが、令和7年1月末現在で対応延べ件数は、54件となりました。家族からのメール相談をきっかけに当事者の来所相談につながったケースや、全く支援につながっていない当事者からのメールで始まるケースもあり、必要性を実感しています。来所相談のように表情も見えず、電話相談のように声のトーンも聴けない中で、どのように返信すればよいのかが難しい場合もあり、そのような時は、当センター内のケース会議でよく話し合ったうえで対応するようにしています。

ひきこもりの多様な背景や状態に応じて、多様な支援が求められる中、当事者や家族が支援につながるためのきっかけのひとつとなるよう、当センターでは今後も、「ひきこもりメール相談」を実施していきます。



メール相談URL <https://logoform.jp/f/nnd11>

メール相談二次元コード



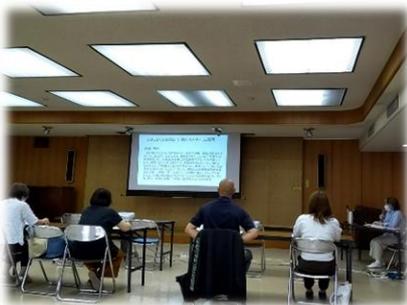
ひきこもり家族教室

当センターでは、ひきこもり当事者の家族の方を対象に、ひきこもりについての正しい知識や情報、対応方法、社会資源について学ぶ場として、ひきこもり家族教室を開催しています。

今年度も県内3地域で、計6回開催しました。ひきこもり家族教室は、参加した家族が、ひきこもりの理解を深められることや、家族同士のコミュニケーションについて学んでいただけるよう、当センター職員が講話する前半部分と、参加した家族がグループに分かれて懇談する後半部分で構成されています。

中勢地域第2回では、当センターで開催している家族会「虹の会」（毎月第3金曜日14時～16時）に参加されている方に「家族の立場で伝えたいこと」をテーマにお話をいただきました。この回をきっかけに新たに「虹の会」に参加される方もおり、家族同士のつながりにも発展しました。

家族教室には、参加した家族がお互いに話を聞くことで孤立感が和らぐこと、自分の気持ちを他者に語ることで自らを振り返ることができること、受け入れられることで連帯感や安心感を得られること等の効果があると考えています。



グループの懇談では、話すことを強制されることはなく、他の人が話すことに耳を傾けることができれば、参加することができます。そのことを参加者に予めお伝えするようにはしていますが、実際には、ほとんどの方がご自分のお気持ち等を積極的に話されていました。初対面であったとしても、当事者の家族という同じ立場の方と同席することで、受容された感覚を得られたのだと思います。今後も、参加する家族の方が、心を開いて語り合い、お互いを受け入れる場にしていきたいと思っています。

令和6年度 家族教室の日程

| | | |
|------|-----|-------|
| 北勢地域 | 第1回 | 8月1日 |
| | 第2回 | 9月26日 |
| 中勢地域 | 第1回 | 7月11日 |
| | 第2回 | 9月2日 |
| 南勢地域 | 第1回 | 8月19日 |
| | 第2回 | 10月3日 |

依存症専門相談について

ゲーム・インターネットの依存の低年齢化が大きな問題になりつつあります。世界保健機構（WHO）は、「ゲームのコントロールができない」「日々の生活でゲームが最優先」「ゲームにより明確な問題が生じている」「問題があるがゲームを続ける」の4項目が全て当てはまると、ゲーム依存（ゲーム行動症）としています。

依存症専門相談では、アルコール・薬物・ギャンブル依存だけでなく、ゲーム・インターネット等の依存に関する電話及び来所相談も行っています。なお、来所相談は予約制となっておりますので、まずは下記の専門電話相談におかけください。

依存症専門電話相談：毎週水曜日 13：00～16：00 * 祝日・年末年始を除く

電話番号 059-253-7826 * ひきこもり専門電話相談と併せて実施

自殺対策強化月間について

春は進学や就職、職場の配置転換など生活環境が大きく変化する季節です。その変化がストレスとなりやすく、毎年自殺者数が増加する時期でもあることから、

3月は自殺対策強化月間となっています。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、さまざまな方面で啓発活動や相談事業が実施されます。

ひとりで悩まず相談してみませんか

もし不調に気づいても、相談するのに勇気がいるかもしれません。

でも、誰かと話すことで安心することもあります。あなたのまわりには、あなたの話しに耳を傾けてくれる窓口があります。ひとりで悩まず相談をしてみませんか。

三重県こころの健康センター（三重県自殺対策推進センター）では、専門電話相談を開設しています。

自殺予防・自死遺族電話相談 Tel:059-253-7823

その他の相談窓口はこちらから参照いただけます。



[相談窓口のご案内 | 三重県自殺対策推進センター \(mie.lg.jp\)](http://mie.lg.jp)

自殺対策推進センターホームページ「相談窓口のご案内」

(二次元コード)



心がもやもやしたり、ざわついたら、電話やSNSで気軽に相談できます。

相談窓口はこちら まもろうよこころ 検索

厚生労働省

3月は自殺対策強化月間です。

令和6年度 自殺対策強化月間ポスター

開催予定のイベント

※詳細は[センターホームページ](#)をご覧ください。

令和6年度 ひきこもり支援者スキルアップ研修会(県津庁舎6階 大会議室)

日時:令和7年2月27日(木) 第1回 10:00~12:00 (基礎編)「ひきこもりと精神保健」

第2回 13:30~15:30 (実践編)「ひきこもりの支援」

講師:三重県こころの健康センター 所長 楠本 みちる

令和6年度 ひきこもり講演会「当事者の多様性と支援に求めるもの」(仮)

日時:令和7年3月24日(月) 14:00~16:00

講師:喜久井 伸哉 氏

形式:ZOOM ミーティング

※近日中にホームページに公開予定です。

発行:三重県こころの健康センター

〒514-8567 津市桜橋 3-446-34 三重県津庁舎保健所棟 2階

TEL:059-223-5241(代) FAX:059-223-5242

URL: <http://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/>



サポートします!
こころの健康

2 令和6年度 三重県こころの健康センター業務の方向性

●三重県こころの健康センター業務全般の方向性

1. 精神保健医療福祉行政において、総合的な技術支援を行う機関として精神保健福祉活動の推進の中核となる機能を備えるよう努力する。
2. メンタルヘルスに関する悩みを抱える人の人権に対して十分な配慮を払いながら業務を行う。
3. 三重県内の精神保健医療福祉における人材育成を念頭に業務を行う。
4. 公正な事務処理を行う。

●個別業務における方向性と具体的取り組み

1. 技術指導・技術支援

(方向性)

- ①保健所・市町を始めとして精神保健福祉に携わる支援機関への支援を行う。
- ②人材育成の観点から、技術指導・技術支援を行う。

(具体的取組)

支援機関からの相談、事例検討などに積極的に応じる。

2. 教育研修（精神保健福祉基礎・専門研修）

(方向性)

「精神保健福祉」をテーマにした、関係機関職員のスキルアップを目的とした研修とする。

(具体的取組)

精神保健福祉に関して、専門的で時宜を得た内容の研修を企画する。

3. 普及啓発（広報啓発・情報発信）

(方向性)

- ①利用しやすいホームページ作成に心がける。
- ②メールマガジンなど、引き続き積極的な啓発・情報発信に取り組む。

(具体的取組)

- ①ホームページによる情報発信・情報提供をタイムリーに行う。
- ②関係機関や県民向けのメールマガジン（年数回発行）を継続する。
- ③県民公開講座や街頭啓発などの普及啓発活動を行う。

4. 精神保健福祉相談（専門相談）

（方向性）

「自殺予防・自死遺族」「ひきこもり」「依存症」の専門相談の体制を継続するとともに、相談の質の向上に取り組む。

（具体的取組）

- ①他の相談機関で実施し難い専門的な相談を受ける。
- ②疾患、状態像、今後の見通しなどの評価を行い、必要時は適切な関係機関につなぐ。

5. 組織育成・支援

（方向性）

三重県内の団体を束ねている機関・組織を対象に、活動が活性化するよう支援を行う。

（具体的取組）

種々の当事者団体、家族会などへの支援を行う。三重県精神保健福祉協議会の事務局運営を行う。

6. 薬物相談ネットワーク事業（依存症対策）

（方向性）

三重県内の依存症の支援ネットワークを機能するよう、関係機関の連携強化に取り組む。

（具体的取組）

- ①関係機関による依存症支援ネットワークを機能させるため、各圏域でネットワーク会議を開催する。
- ②依存症相談に対応できる人材を育成するための研修会を開催する。
- ③当センターの依存症相談機能を充実させ、家族教室を開催する。

7. ひきこもり対策事業（三重県ひきこもり地域支援センター）

（方向性）

「三重県ひきこもり地域支援センター」として相談技術の向上を目指す。市町を中心とした関係機関に対して技術支援を実施する。また、ひきこもり支援ネットワークが機能するよう、関係機関の連携強化に取り組む。

（具体的取組）

- ①ひきこもり相談機能を充実させ、家族教室を開催し、虹の会を運営する。
- ②ひきこもり相談に適切に対応できる人材を育成するための研修会を開催する。
- ③関係機関による「ひきこもり支援ネットワーク」を機能させるため、ネットワーク会議を開催する。

④「ひきこもり社会資源情報」の作成・運用を行う。

8. 自殺対策事業（三重県自殺対策推進センター）

（方向性）

- ①市町が、地域特性にあった自殺対策計画を策定し、効果的な自殺対策を推進できるよう支援する。
- ②自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう関係機関のネットワークの推進を図る。

（具体的取組）

- ①地域でより自殺対策が実施できるよう所管課・保健所等と連携し、市町・民間団体への相談支援、技術的助言、自殺統計等必要な情報を提供する。
- ②自殺予防に関する各種研修会を実施し、人材育成を行う。
- ③関係機関が集まる場を提供し、地域の自殺対策ネットワーク強化に努める。

9. こころの健康危機管理

（方向性）

- ①関係機関が「災害時のこころのケア」と「D P A T」の役割を理解し、取り組めるように体制づくりを行う。
- ②災害時のこころのケアについての情報提供と啓発に取り組む。

（具体的取組）

- ①D P A Tや災害時のこころのケア等に関する研修会を開催し、災害時精神保健医療に関する知識・技術の普及を図る。
- ②ホームページやメールマガジンなどで情報提供、啓発を行う。

10. 三重県精神医療審査会の審査に関する事務

（方向性）

- ①精神保健福祉法に基づいた適切な対応を迅速に行う。
- ②入院患者の人権擁護の視点を強化していく。

（具体的取組）

- ①精神医療審査会全体会で審査の趣旨を確認し、課題・問題点等を議論する。
- ②退院請求等の意見聴取の調整などを迅速に行い、入院患者の人権擁護が滞りなく行われるよう努める。
- ③入院患者、家族等からの電話や手紙などには、精神保健福祉法に基づき、適切で丁寧な対応を行う。

11. 精神障害者保健福祉手帳交付の判定及び承認、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定の判定

(方向性)

精神保健福祉法や障害者総合支援法に基づいて、保健所・市町と連携しながら、適切な業務を行う。

(具体的取組)

情報共有の場を持つ（保健所担当者会議の開催など）。

12. その他

(1) 保健所担当者会議の開催

(方向性)

保健所職員に対して精神保健に関する知識や技術について提供し、情報共有を行い、意思疎通を図る。

(具体的取組)

保健所担当者会議を実施する。

(2) 三重県精神保健福祉協議会事務局の運営

(方向性)

①三重県精神保健福祉協議会の事務局として、引き続き精神保健福祉の「普及・啓発」及び「団体の育成」を行う。

②三重県精神保健福祉協議会の活動PRに取り組む。

(具体的取組)

①メンタルヘルスだより「りれいしょん」を発行し、精神保健福祉の普及・啓発を行う。また、助成事業により、団体の育成を行う。

②三重県精神保健福祉協議会会長表彰、三重県福祉関係功労表彰候補者の推薦事務を行う。



令和6年度版
三重県こころの健康センター所報

令和8年2月発行

三重県こころの健康センター
(精神保健福祉センター)

〒514-8567 津市桜橋3丁目446-34
三重県津庁舎保健所棟2階
電話 059-223-5241 (代)